

(令和6. 7. 18)

令和6年度実務協議会（夏季）

出席者名簿

1 協議員

金沢地方・家庭裁判所長	任 介	辰 戯
富山地方・家庭裁判所長	中 山	大 行
広島家庭裁判所長	濱 口	浩 浩
岡山家庭裁判所長	久 保 田	浩 史
大分地方・家庭裁判所長	岡 部	純 子
熊本家庭裁判所長	矢 数	昌 雄
宮崎地方・家庭裁判所長	沖 中	康 人
那覇地方裁判所長	高 松	宏 之
福島家庭裁判所長	大 嶋	洋 志
山形地方・家庭裁判所長	原 藤	克 也
秋田地方・家庭裁判所長	伊 井	繁 文
函館地方・家庭裁判所長	角 俊	文 豪
千葉地方・家庭裁判所松戸支部長	岡 部	秀 樹
東京地方裁判所判事	金 澤	憲 久
東京地方裁判所判事兼東京簡易裁判所判事	菊 池	賀 行
広島高等裁判所事務局長	財 賀	計 16 人

2 参列員

最高裁判所長官	戸 倉	三 郎
最高裁判所事務総長	堀 田	眞 戯
最高裁判所事務総局審議官	後 藤	尚 樹
最高裁判所事務総局デジタル審議官	清 藤	健 一

最高裁判所事務総局参事官	馬	場	俊	宏
最高裁判所事務総局秘書課長兼広報課長	福	島	直	之
最高裁判所事務総局総務局長	小	野	寺	也
最高裁判所事務総局人事局長	徳	岡		治
最高裁判所事務総局経理局長	染	谷	武	宣
最高裁判所事務総局民事局長兼行政局長	福	田	千	恵子
最高裁判所事務総局刑事局長	吉	崎	佳	弥
最高裁判所事務総局家庭局長	馬	渡	直	史

計 12 人

### 3 司法研修所

所	長	矢	尾	和	子
教	官	河	本	雅	也
事務局長	石	井	芳	明	

計 3 人

合計 31 人

令和6年度実務協議会（夏季）

日 程 表

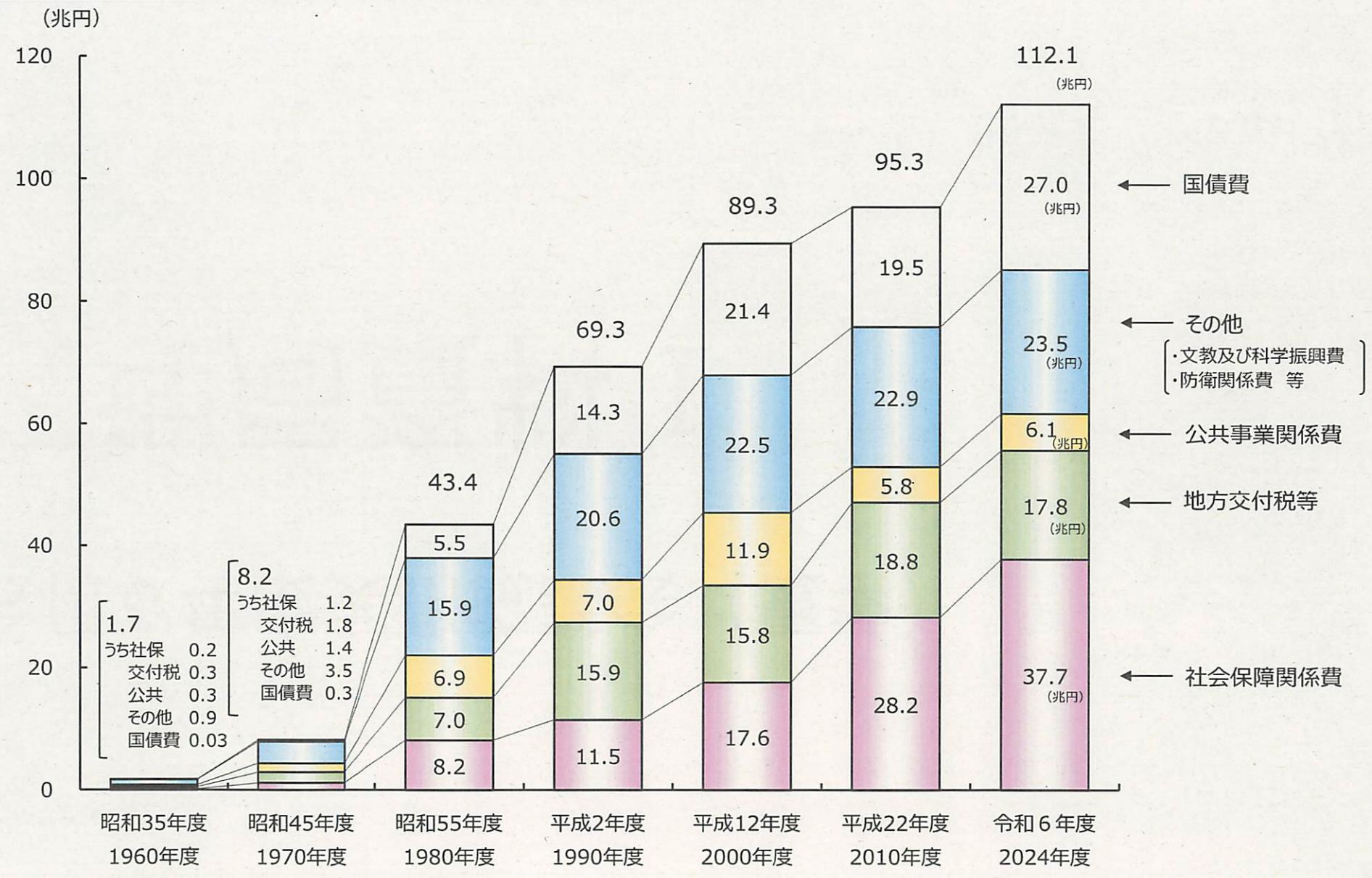
月 日 曜			実 施 内 容					
7	18	木	10:30 司事 研務 所總 長長 挨拶	11:30 12:10 協議	13:10	協議	17:00	※
7	19	金	9:30 協議	12:00 協議	13:10 14:10 最高裁長官講話	14:30 15:10	15:20 16:20 座談会	

※は懇談会

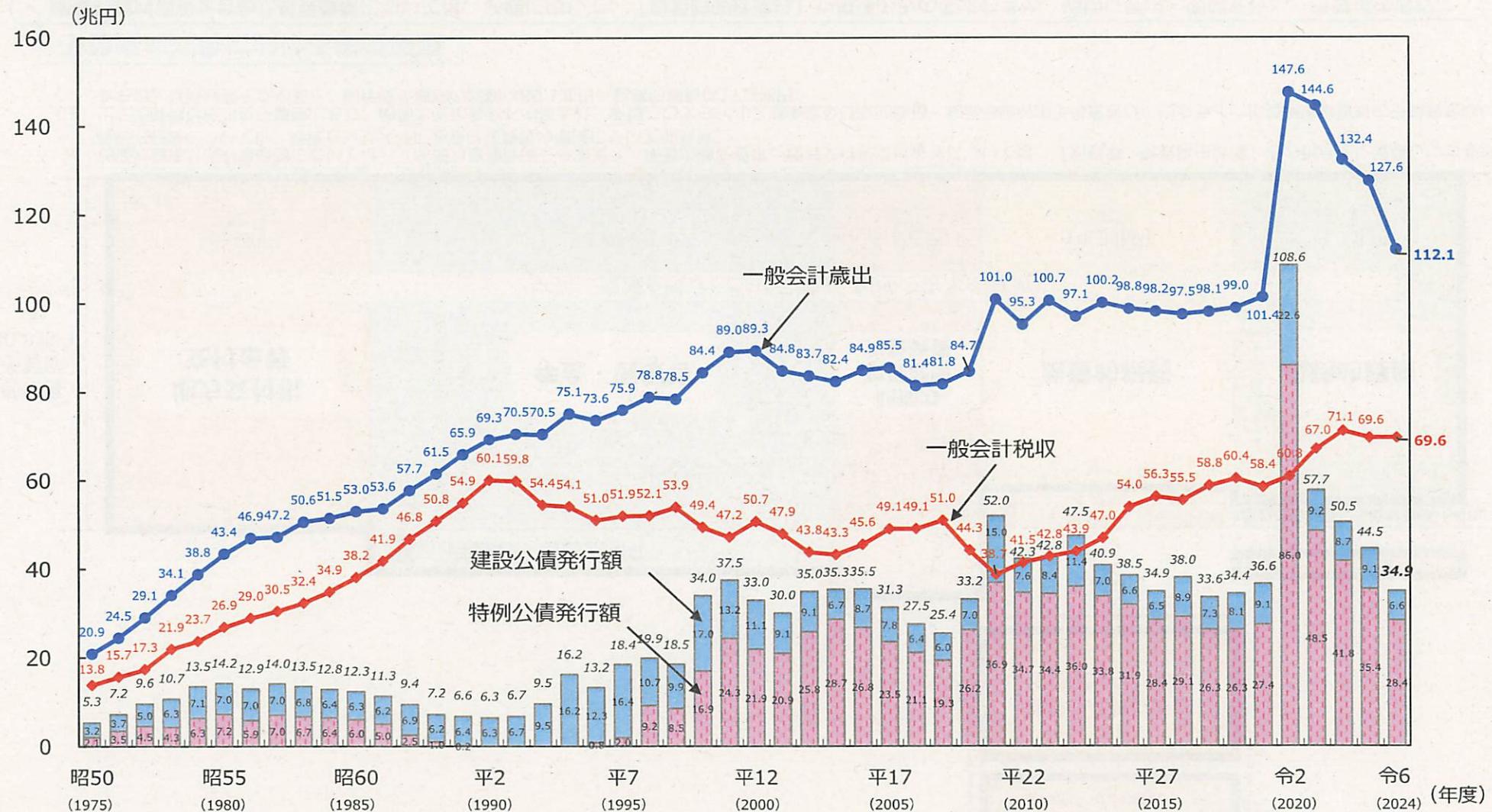
令和6年度実務協議会（夏季）

# 経理局資料

## 一般会計歳出の主要経費の推移



# 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

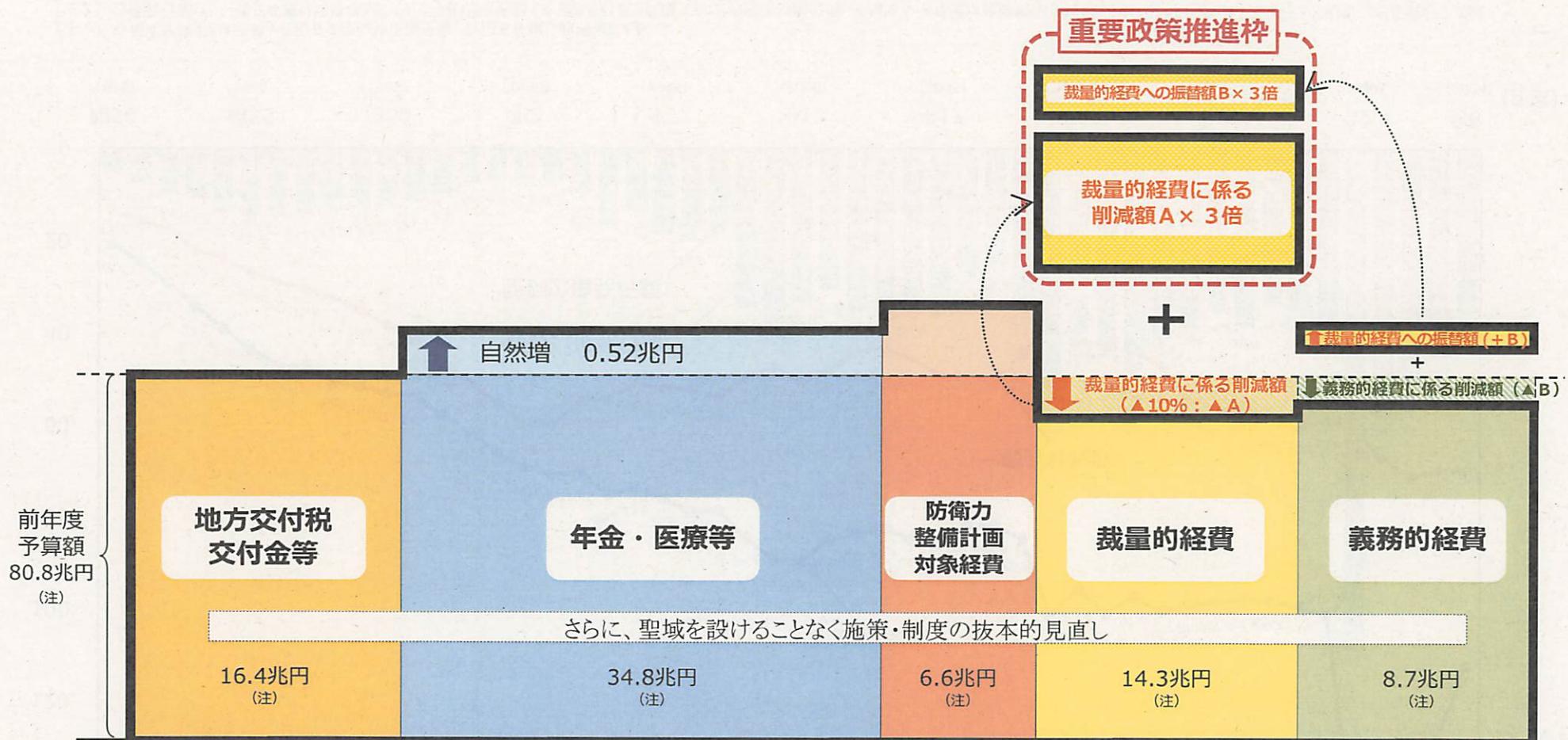


(注1) 令和4年度までは決算、令和5年度は補正後予算、令和6年度は政府案による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

(注3) 令和5年度の歳出については、令和6年度以降の防衛力整備計画対象経費の財源として活用する防衛力強化資金繰入4.4兆円が含まれている。

## 令和6年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について



※ 防衛力整備計画対象経費については、「防衛力整備計画」を踏まえ、所要の額を要求。地方交付税交付金等については、「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、経済センサス等に必要な経費等の増減について加減算。

(注) 上記の計数は前年度予算額であり、防衛力強化資金への繰入れ、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費並びにウクライナ情勢経済緊急対応予備費を除いたもの。当該経費を含めると、前年度予算額の総額は89.1兆円、義務的経費は17.1兆円。

### 予算編成過程における検討事項

- ✓ 物価高騰対策等を含めた重要政策については、必要に応じて、「重要政策推進枠」や事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行い、予算編成過程において検討。
- ✓ 「こども未来戦略方針」で示された「こども・子育て支援加速化プラン」の内容の具体化の取扱いについては、予算編成過程において検討。

# 令和6年度予算の概要

1. 予算の注目ポイント
2. 予算の全体像
3. 裁判手続等デジタル化関連予算

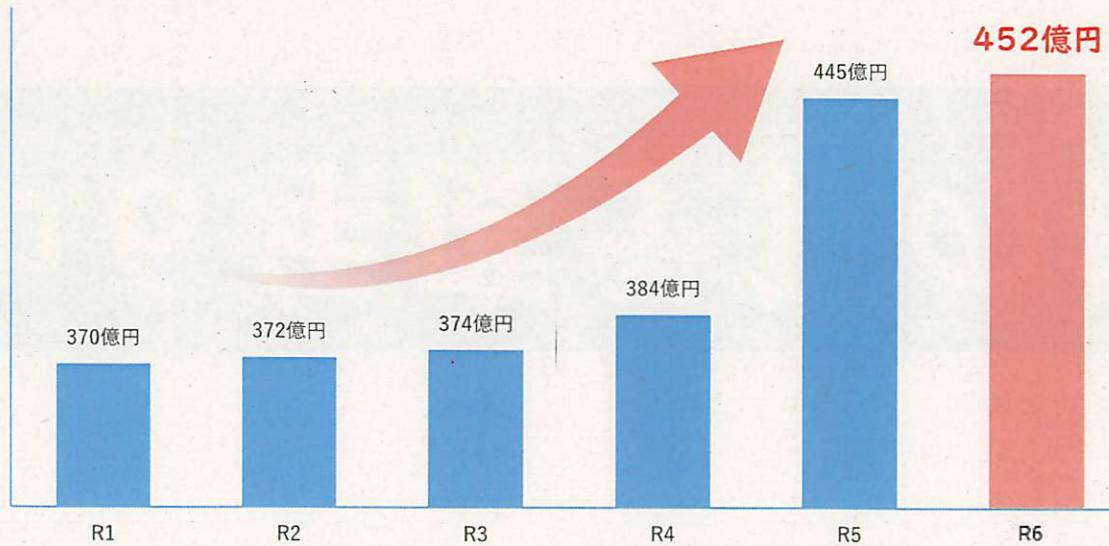
最高裁判所事務総局経理局主計課  
最高裁判所事務総局デジタル総合政策室

# I. 予算の注目ポイント①

## ► 物件費予算の増額

- ✓ 政策経費としての側面を持つ「物件費」。裁判所では、裁判手続等のデジタル化をはじめとする新規施策が次々と立ち上がり、予算需要が急激に高まっています。新規施策予算を確保するためには、既存施策予算の見直し（＝スクラップ・アンド・ビルト）をはじめとする「物件費の最適化」に向けた取組みが不可欠ですが、一方で、こうした取組みを前提としつつ、物件費予算をしっかりと確保・増額していくことも必要です。
- ✓ 令和6年度予算では、令和5年度に引き続き、物件費予算を増額できました。

<物件費予算の推移>

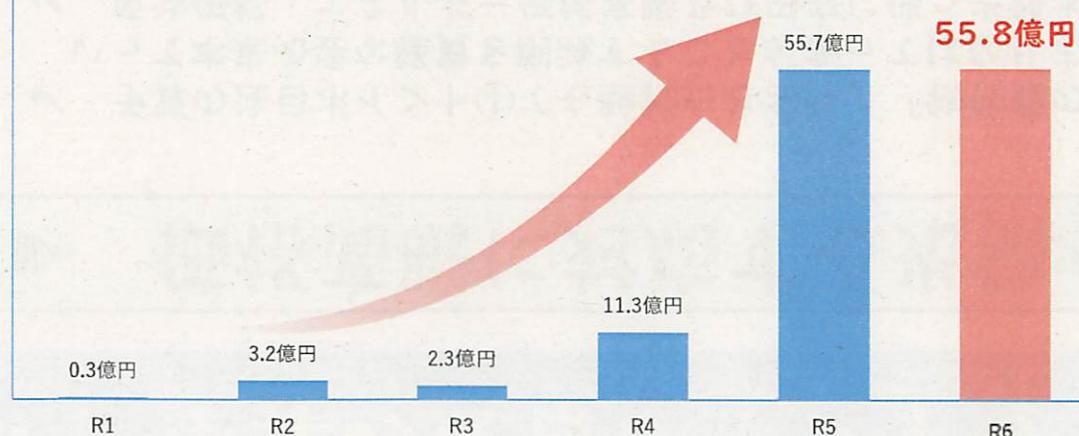


# I. 予算の注目ポイント②

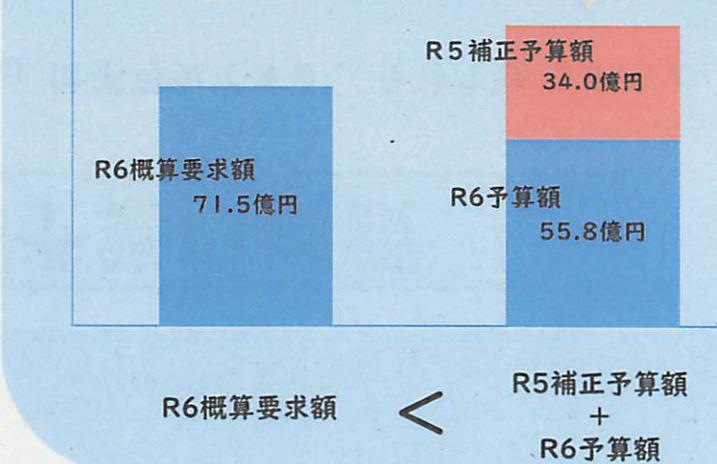
## ► 裁判手続等デジタル化関連予算の確保

- ✓ 言うまでもなく、裁判手続等のデジタル化の推進は、裁判所の最重要課題のひとつであり、裁判事務の在り方のみならず、司法行政事務を含む裁判所の事務や組織の在り方、職員の執務環境にも大きな変革をもたらすインパクトを有するプロジェクトです。
- ✓ 裁判手続では、民事訴訟をはじめ各事件分野のデジタル化のための施策が同時並行的に進行しており、予算需要は年々高まっています。
- ✓ 令和6年度予算では、令和5年度に引き続き、デジタル化関連予算を確保できました。

<デジタル化関連予算の推移>



令和5年度補正予算（第1号）においてもデジタル化  
関連予算として約34億円を計上済み  
► R6予算額との合計でR6概算要求額以上を確保

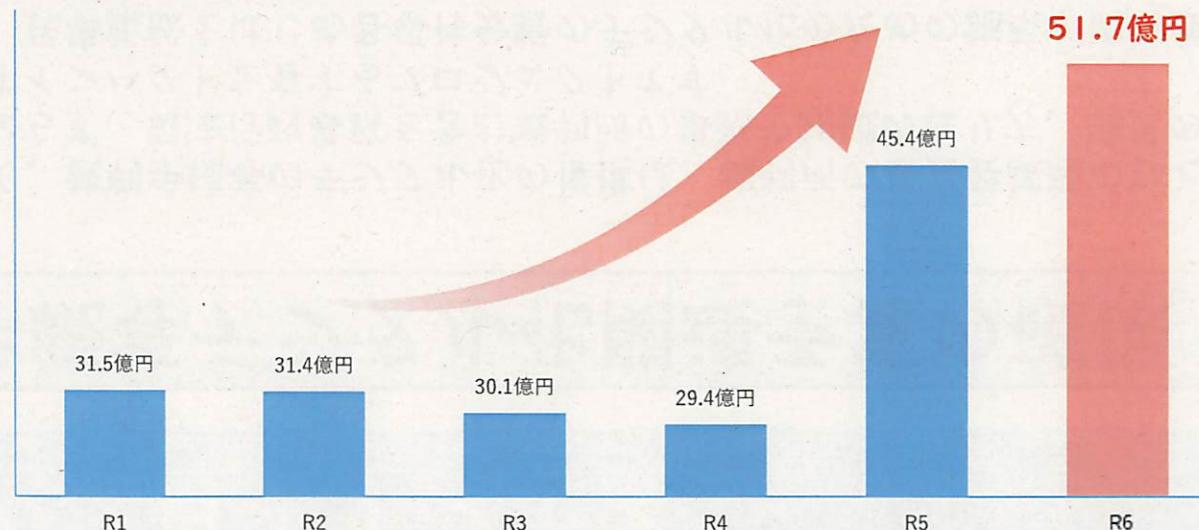


# I. 予算の注目ポイント③

## ▶ 価格高騰に対応する光熱水料予算の増額

- ✓ 予算の注目ポイント①でも触れたとおり、「物件費の最適化」は不可欠ですが、そうであるからといって本来必要な経費を削減することがあってはなりません。
- ✓ 原油価格・エネルギー価格高騰及び円安に伴う光熱水料の実績額は高止まりが続いていますが、職員や来庁者の健康や安全を確保するという視点から、必要な冷暖房等の稼働を無理なく行えるだけの予算を確保する必要があります。
- ✓ 令和6年度予算では、令和5年度に引き続き、**光熱水料予算を増額できました。**

<光熱水料予算の推移>



## 2. 予算の全体像

### <予算総額>

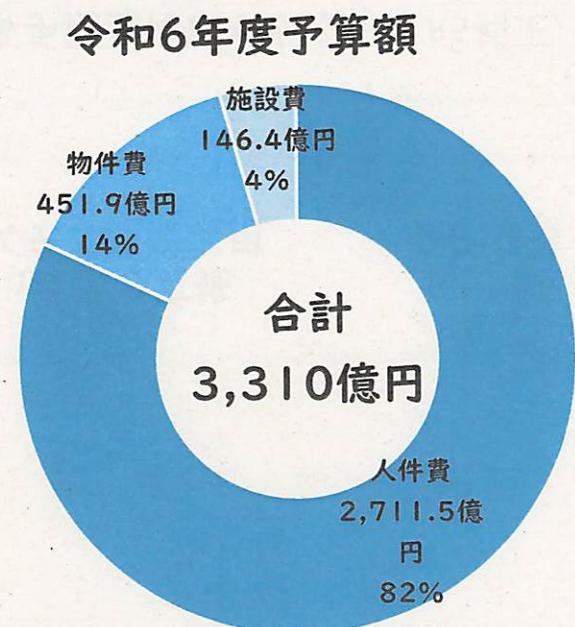
令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	増減額	増減率
3,222億円	3,310億円	+88億円	+2.7%

### <経費の内訳>

	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	増減額
人件費	2,631.0億円 82%	2,711.5億円 82%	+80.5億円
物件費	444.8億円 14%	451.9億円 14%	+7.0億円
施設費	146.3億円 4%	146.4億円 4%	+0.1億円

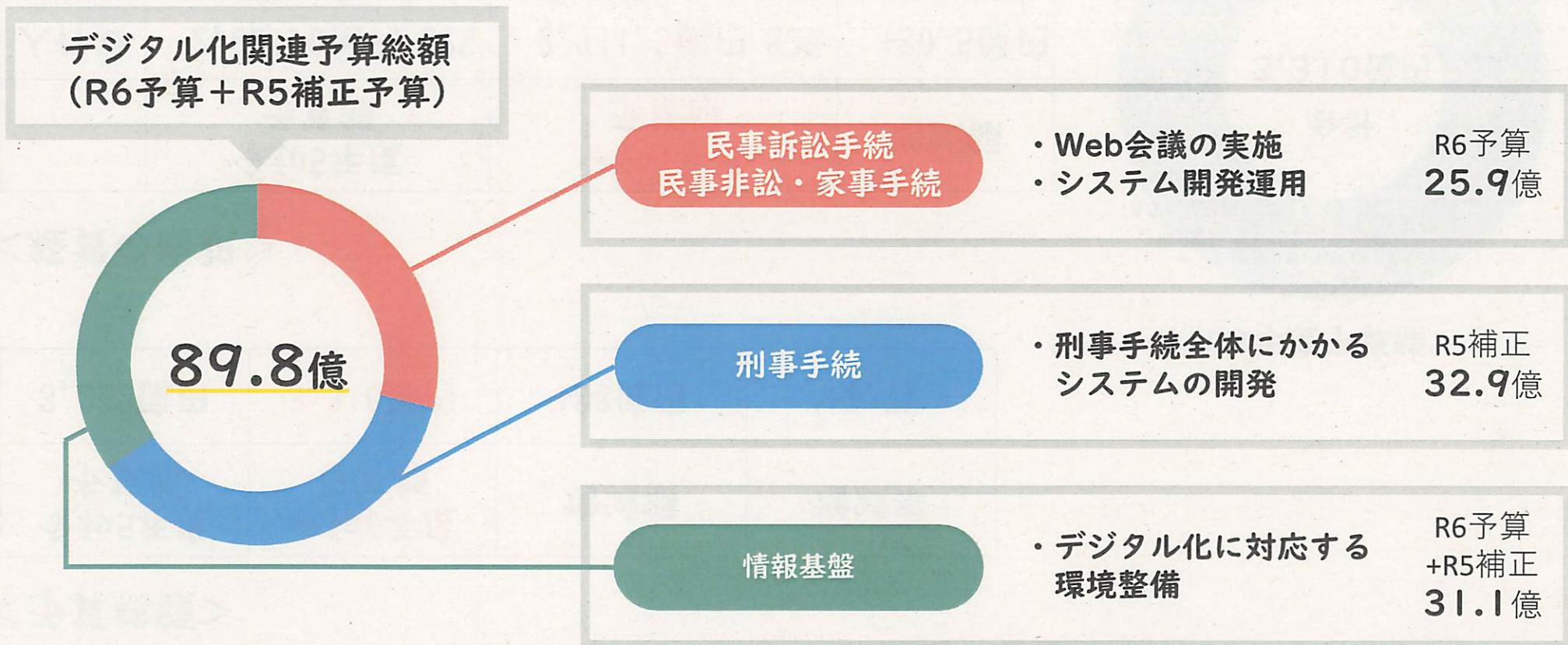
※人件費の増は主に定年引上げによる退職手当の増（52億円増）によるもの。

※四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。



### 3. 裁判手続等デジタル化関連予算①

- ✓ 国民に分かりやすく、利用しやすいシステムの構築や、デジタルツールを使用した業務を円滑に進めるための情報基盤を整備するための経費を中心に予算を確保できました。



※四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

### 3. 裁判手続等デジタル化関連予算②

民事訴訟手続  
民事非訟・  
家事手続

25.9億

フェーズ1・2の実施とフェーズ3に向けた開発

書面の  
電子提出  
1.7億



全高裁、地裁本庁・支部における民事裁判書類電子提出シ  
ステム(mints)の利用  
> 運用保守費用

Web会議  
期日運用  
5.2億



民事訴訟におけるウェブ会議の実施  
争点整理：フェーズ1、口頭弁論：フェーズ2  
家事事件・人事訴訟におけるウェブ会議の実施  
> Web会議のライセンス、PCウィルス対策費用

システム  
開発運用  
18.9億



全国・全審級におけるRoootS (e事件管理システム) の  
利用※現在のMINTASに相当する機能。裁判所職員のみが利用  
> RoootS運用保守費用

TreeeS (e提出・e記録管理システム) の開発 (オンライン申立：フェーズ3) ※当事者等も利用  
> TreeeS開発・工程監理、既存システム連携改修費用

民事執行、民事保全、倒産及び家事事件手続等のシステム  
開発の準備 (オンライン申立等実施のためのシステム)  
> 要件定義、コンサルティング業務費用

※四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

### 3. 裁判手続等デジタル化関連予算③

#### 刑事手続

刑事手続全体をカバーするシステムの開発

32.9億

システム  
開発  
32.9億



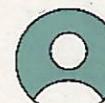
刑事訴訟、令状及び少年手続を含むシステム開発  
> 設計開発、工程監理費用

#### 情報基盤

デジタル化に対応する環境整備

31.1億

ライセンス  
回線  
27.5億



総合コミュニケーションツールの利用  
> Microsoft 365 ライセンス、運用費用



訴訟記録の電子化に伴う利用者の閲覧環境整備  
(フェーズ3対応)  
> LAN敷設費用

J・NET回線  
> 利用料

セキュリティ  
3.5億



インターネットアクセス時のWebセキュリティサービスの  
利用 > サービス費用

※四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

## 裁判手続等のデジタル化関連予算額推移

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算	320	229	1,129	5,569	5,581
補正予算	1,531	1,549	1,142	3,401	
合計	1,851	1,778	2,272	8,969	5,581

(単位:百万円)

○令和2年度予算	1,851
当初予算	民事訴訟手続のデジタル化関係経費(光回線使用料等) 320
補正予算	裁判手続等のデジタル化関係経費 1,531
・民事訴訟手続のデジタル化関連経費(システム要件定義等) 351	
・情報基盤整備関連経費(J-NET関連経費等) 1,180	
○令和3年度予算	1,778
当初予算	民事訴訟手続のデジタル化関係経費(光回線使用料等) 229
補正予算	裁判手続等のデジタル化関係経費 1,549
・民事訴訟手続のデジタル化関連経費(システム開発等) 1,325	
・刑事手続のデジタル化関連経費(コンサルティング業務) 78	
・家事事件手続のデジタル化関連経費(ウェブ会議用機器整備) 6	
・情報基盤整備関連経費(J-NET関連経費等) 140	
○令和4年度予算	2,272
当初予算	裁判手続等のデジタル化関係経費 1,129
・民事訴訟手続のデジタル化関連経費(システム運用保守等) 249	
・家事事件手続のデジタル化関連経費(ウェブ会議運用経費等) 13	
・情報基盤整備関連経費(J-NET関連経費) 867	
補正予算	裁判手続等のデジタル化関係経費 1,142
・民事訴訟手続のデジタル化関連経費(裁判官用モバイルパソコン) 353	
・民事非訟・家事事件手続のデジタル化関連経費(要件定義等) 109	
・刑事手続のデジタル化関連経費(要件定義等) 167	
・情報基盤整備関連経費(総合コミュニケーションツール導入等) 514	
○令和5年度予算	8,969
当初予算	裁判手続等のデジタル化関係経費 5,569
・民事訴訟手続のデジタル化関連経費(システム開発等) 3,127	
・家事事件手続のデジタル化関連経費(ウェブ会議運用経費等) 459	
・情報基盤整備関連経費(J-NET関連経費等) 1,982	
補正予算	裁判手続等のデジタル化関係経費 3,401
・刑事手続のデジタル化関連経費(システム開発等) 3,288	
・情報基盤整備関連経費(次期ウェブセキュリティサービスの提供業務) 113	
○令和6年度予算	5,581
当初予算	裁判手続等のデジタル化関係経費 5,581
・民事訴訟手続のデジタル化関連経費(システム開発等) 2,369	
・民事非訟・家事事件手続のデジタル化関連経費(ウェブ会議運用経費等) 218	
・情報基盤整備関連経費(J-NET関連経費等) 2,993	

(注) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

## 庁舎新営工事における次世代対応について

R6.4 経理局営繕課

### 【前提】

- 裁判手続のIT化や、裁判所の中長期的課題等を踏まえ、施設整備における、次世代庁舎の在り方を検討

### 【次世代庁舎のコンセプト】

- 従前は、態勢や手続に個別対応した精緻な施設整備を行ってきたところ、今後は過度なつくりこみをせず、将来の対応が容易な仕様とすることを基本スタンスとする。また、整備に係るコスト(工事・維持管理共)についても、合目的性・合理性を追求していく。

### ・コンセプト

i ) インテグレーション	事務の効率化・集約化に対応	→執務室の一室化
ii ) マルチ	多様な裁判事務に対応	→用途ごとに専用化せず共用化
iii ) フレキシブル	将来の変化に柔軟に対応	→融通が利く最低限の施設整備
iv ) コンパクト	施設全体の効率化	→工事費・維持管理経費の抑制

### 【対象庁】

- 竣工済み : 東京地裁中目黒庁舎
- 新庁舎工事中 : 津地家裁
- 新庁舎着工前 : 佐賀地家裁、鳥取地家裁、富山地家裁、静岡地家裁沼津支部、富山地家裁高岡支部

### 【整備方針と主な手法】

#### ①事件部

方針：[REDACTED]・書記官室を一体的整備とし、将来的な運用変化に柔軟に対応する

手法：簡易間仕切りによる仕切り（合議の秘匿・当事者からの視線制御等にも配慮）

[REDACTED] 内に IT ブース設置

#### ②事務局

方針：事務局を一室化し、将来的な運用変化に柔軟に対応する

手法：[REDACTED] と事務局の一体的整備（打合室を別途整備し個室需要に対応）

[REDACTED] の個室便所取止め（合同庁舎整備基準（大臣級のみ）に準拠）

#### ③事件関係室

方針：汎用性のある室仕様・名称とし、稼働率向上のほか、事件動向の変化にも柔軟に対応する

（手続上明示が必要な「法廷」、整備備品が汎用性のない「少年審判廷」「児童室」を除く）

IT 化に対応するための基盤を整備する

手法：準備手続・和解・調停・調査等、室名で用途を限定せず、「手続室」として統一する

手続室全室に LAN 整備

### 【別添資料】

・R3 年度次長事務打合せ「今後の施設整備の在り方について」

## ■ 次世代庁舎のコンセプト (案)

Integration (統合・集約)

事務の効率化・集約化に対応 → 執務室の一室化

Multi (多様性)

多様な裁判事務に対応 → 用途ごとに専用化せず共用化

Flexible (柔軟性)

将来の変化に柔軟に対応 → 融通が利く最低限の施設整備

Compact (小型・圧縮)

施設全体の効率化 → 庁舎規模・経費の抑制

## ■ 計画中の新営案件 (本庁クラス)

津本庁、鳥取本庁

## ■ 具体的な整備手法検討に当たっての論点

### ●セキュリティー

- > 視線制御
- > 動線計画

### ●合議

- > 遮音性能

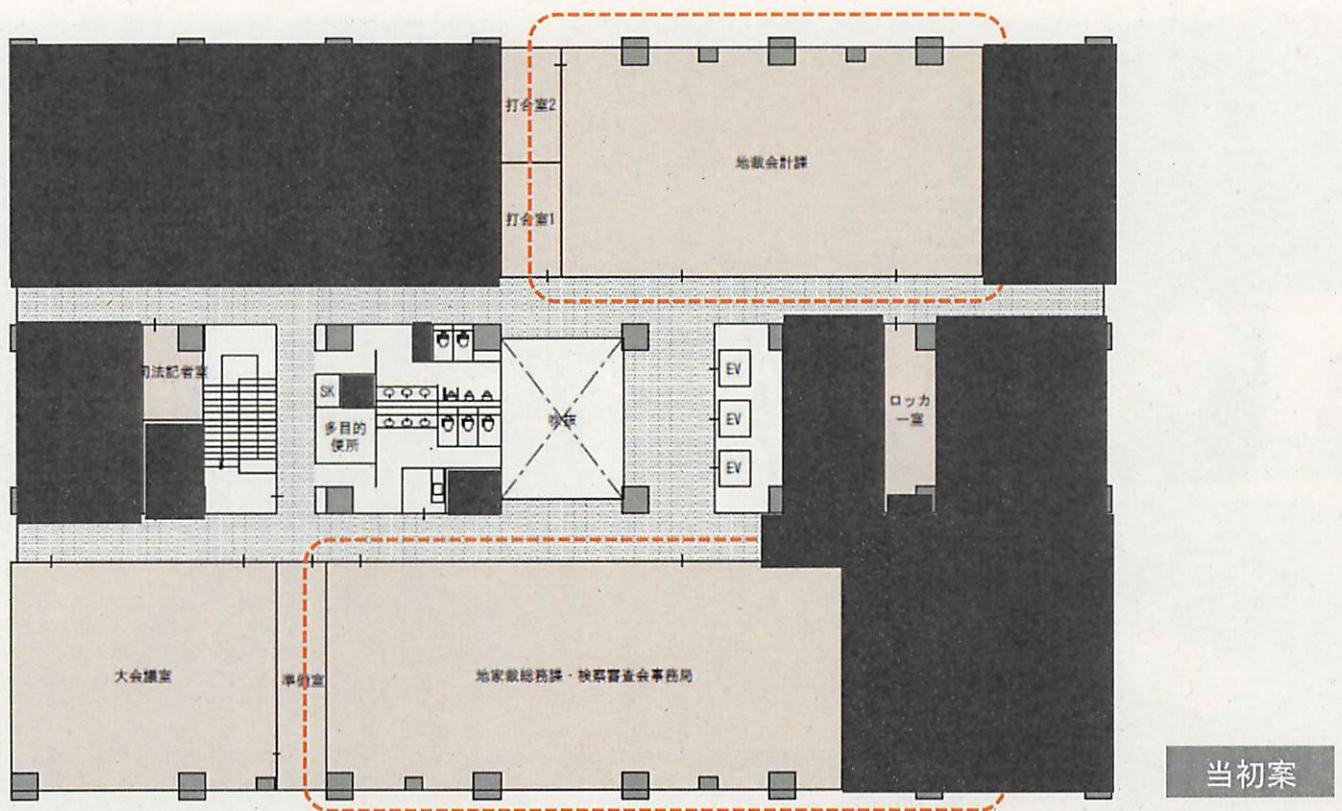
### ●IT対応

- > IT化に対応するインフラ整備

### ●個室需要

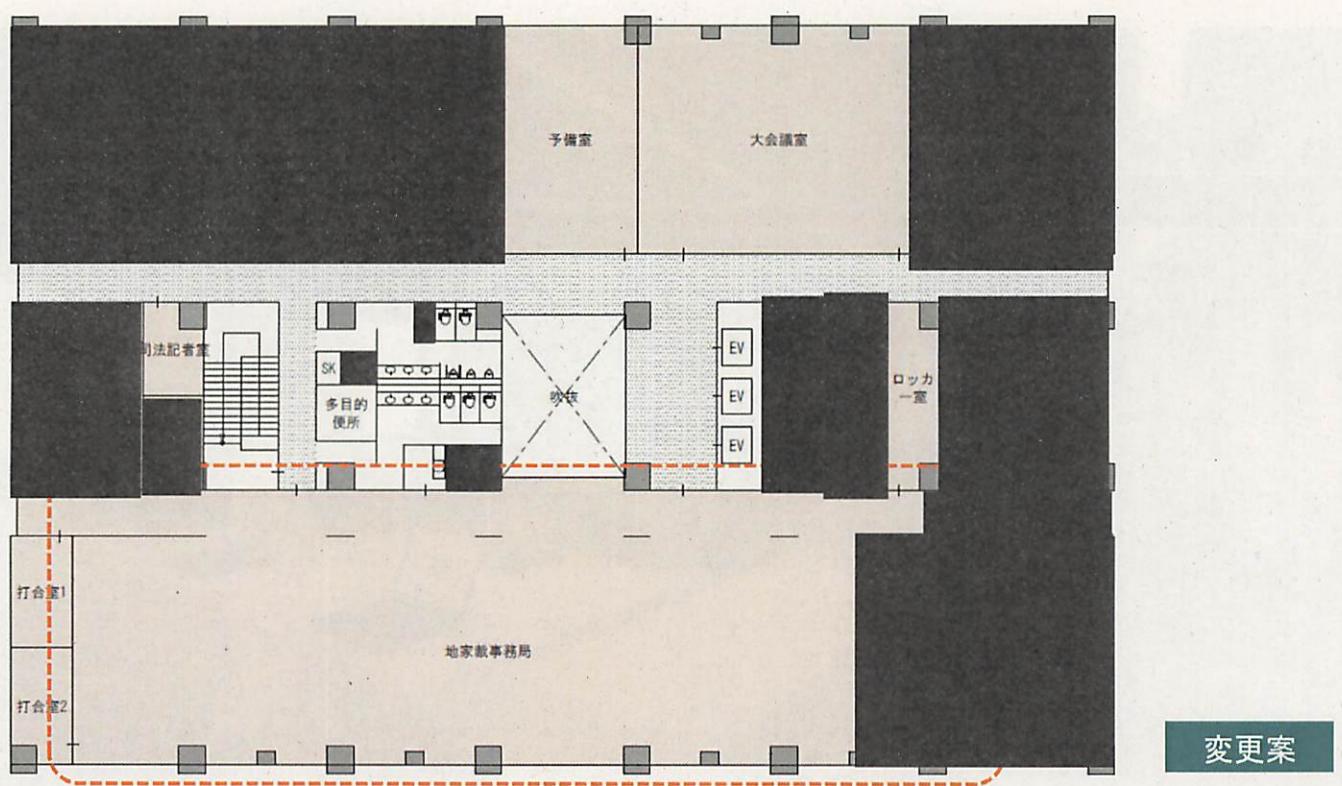
- > 当事者対応、人事・過誤対応、個別ミーティング等

## ■ 事例 1 (事務局の一体的整備)



今後の施設整備の在り方について

## ■ 事例 1 (事務局の一体的整備)



今後の施設整備の在り方について

## ■ 事例 1 (事務局の一体的整備のイメージ)



今後の施設整備の在り方について

## ■ 事例 1 (事務局の一体的整備のイメージ)



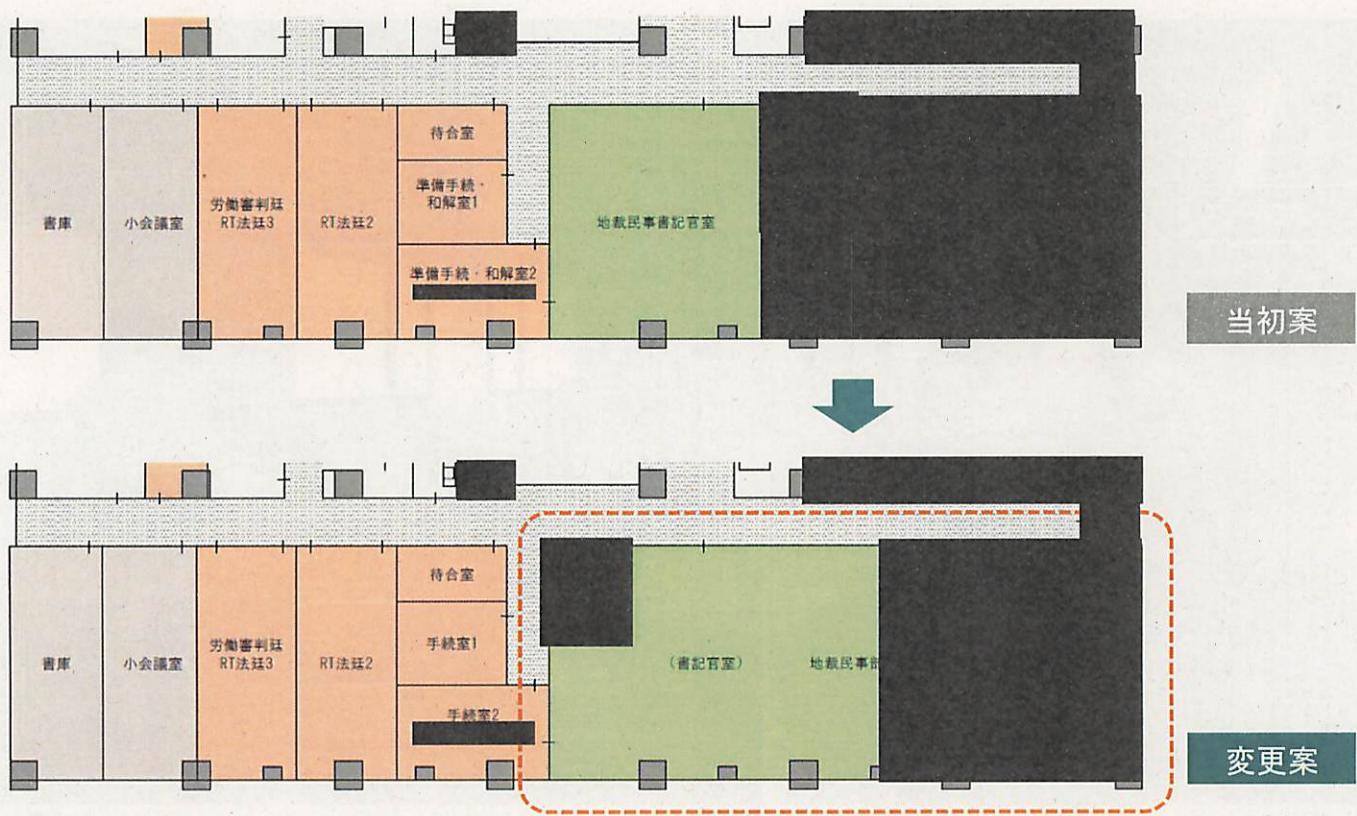
今後の施設整備の在り方について

## ■ 事例 1 (事務局の一体的整備のイメージ)



今後の施設整備の在り方について

## ■ 事例 1 (事件部の一体的整備)



今後の施設整備の在り方について

■ 事例 1 (事件部の一体的整備のイメージ)



■ 事例 1 ( [ ] 内のイメージ)



## 事例 2

#### ●事件部の一体的整備

- > [REDACTED] の一室化 ([REDACTED] を別途整備)
  - > [REDACTED] 内にITブースを設置

### ●受付部門の集約

- ・ワンストップ化（地裁民事訟廷・家裁・簡裁）
  - ・入庁管理を必要としないアクセスコントロール

#### ●事件手続室の共用化

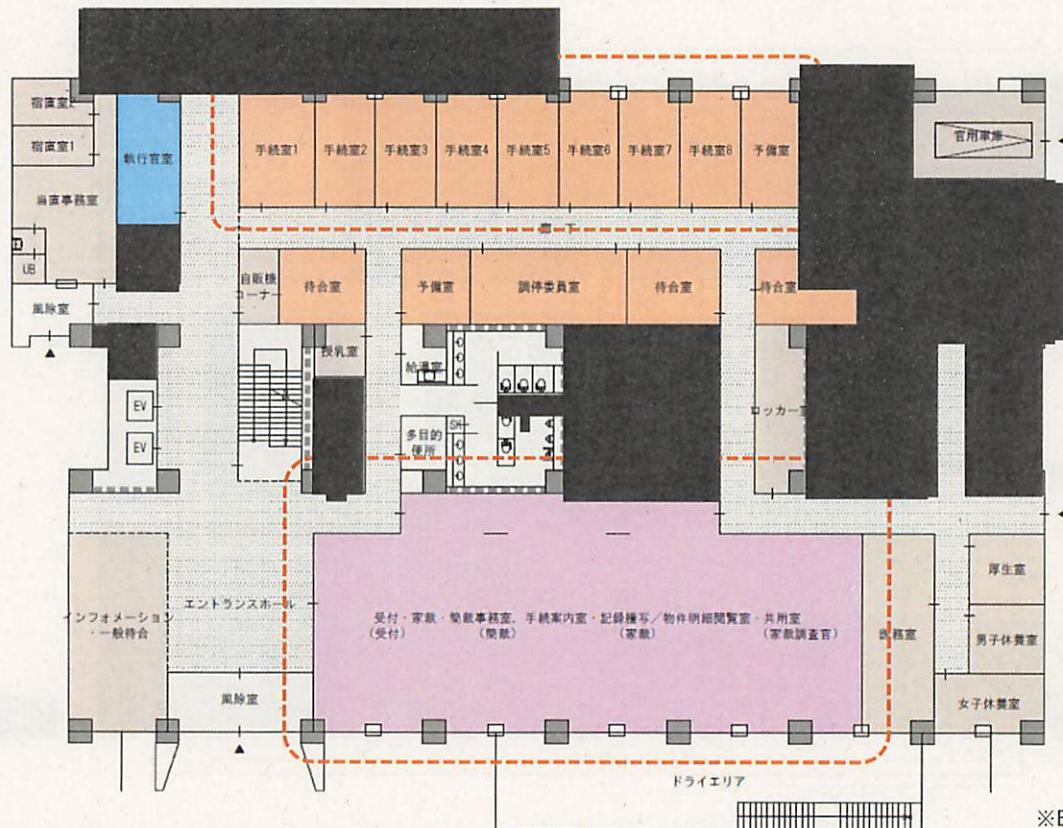
- ＞準備手続室・和解室・調停室・調査室等の用途別専用室整備からの脱却

### ●事務局の一体的整備

- > オープンカウンター化による面積効率の向上（冷暖房エリアは区画）

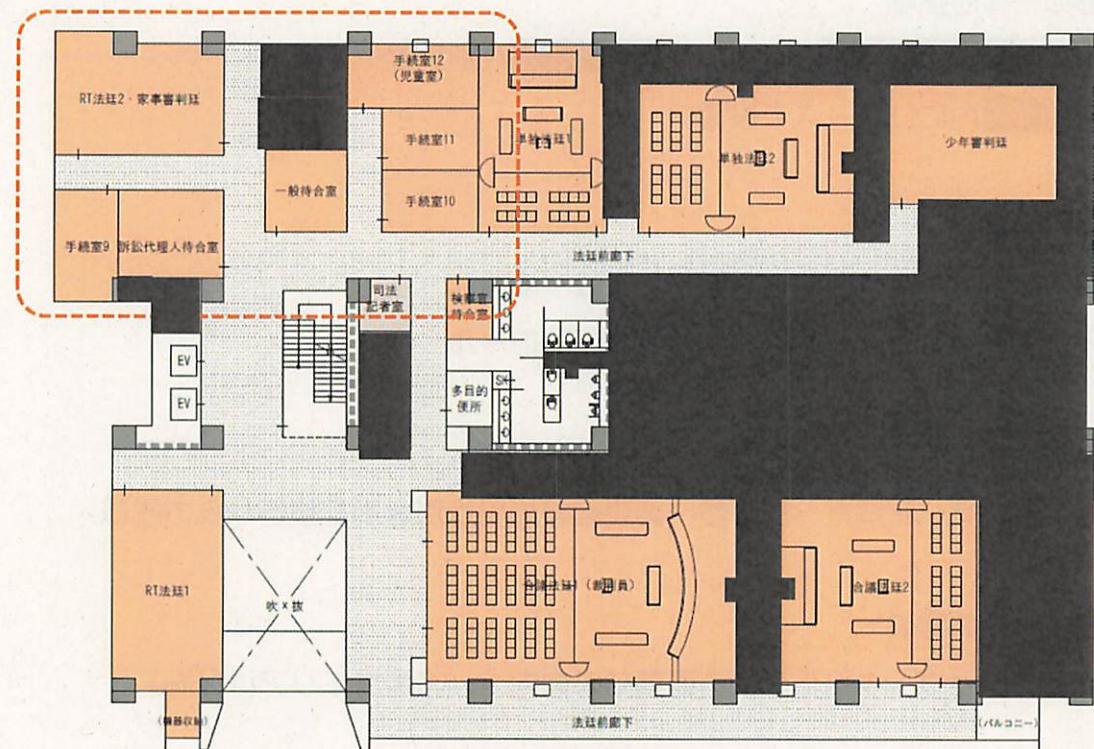
## 今後の施設整備の在り方について

#### 事例2 (受付部門の集約・事件手続室の共用化)



## 今後の施設整備の在り方について

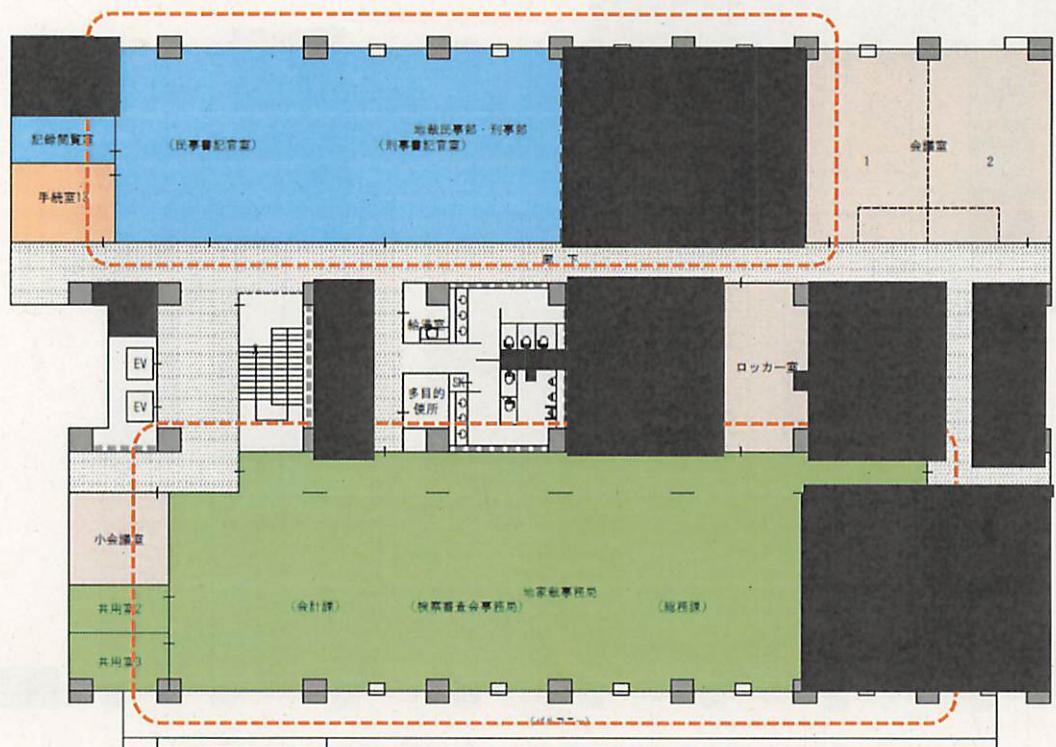
## ■ 事例2（事件手続室の共用化）



2F

今後の施設整備の在り方について

## ■ 事例2（事件部・事務局の一体的整備）



3F

今後の施設整備の在り方について

# 経理局資料 II

令和6年度実務協議会（夏季）

# 裁判所庁舎現況

(令和6年4月1日現在)

区分	施設数	経年数						備考
		50年以上 (S49以前)	40年以上 (S50～59)	30年以上 (S60～H6)	20年以上 (H7～16)	10年以上 (H17～26)	9年以下 (H27～R6)	
最高裁判所	1	1						
高等裁判所	8	4	3				1	
地方裁判所	42	(4) 21	1	3	5	9	3	
家庭裁判所	17	1	5	7	4			
地家裁支部	203	(2) 79	(1) 40	9	22	32	21	
簡易裁判所	185	41	51	51	24	11	7	
研修所	5	1	2	1	1			
合計	461	(6) [100]	(1) [32]	(1) [22]	71 [16]	56 [12]	52 [11]	32 [7]
対前年度増減		23	△ 23	5	△ 4	7	△ 10	

※ 上段( )書きは、現在整備中の庁舎数であり、合計数の内数で表示

## 令和6年度予算案施設主要案件

### 1 庁舎新築・増築

(新築・継続分)		7 庁	
本	庁	津 地 家 裁	(7)
		富 山 地 家 裁	(11)
		鳥 取 地 家 裁	(9)
		佐 賀 地 家 裁	(8)
地家裁支部		( 静 岡 ) 沼 津	(8)
		( 富 山 ) 高 岡	(7)
簡	裁	( 和 歌 山 ) 串 本	(7)
(増築・継続分)		1 庁	
地家裁支部		( 福 島 ) 郡 山	(8)
(増築・新規分)		1 庁	
簡	裁	(さいたま) 飯 能	(7)

### 2 裁判所施設の耐震化

(建替え・継続分)		1 庁	
地家裁支部		( 盛 岡 ) 二 戸	(7)
(改修・継続分)		1 庁	
本	庁	大 阪 高 地 裁	(6)

### 3 庁舎改修

本	庁	東 京 高 地 裁	(14)
---	---	-----------	------

※ ( )内の数字は完成年度を示す。

## 庁舎維持管理等経費の実績額推移

(億円)

70

■清掃委託費 ■警備委託費 ■庁舎維持管理経費(運転管理費を含む)

60

50

40

30

20

10

0

34.1

20.7

4.7

8.7

35.6

20.8

6.0

8.8

41.1

24.1

7.5

9.5

43.5

25.0

8.6

9.9

45.8

26.6

8.8

10.4

49.8

28.5

10.3

11.0

53.7

29.6

12.4

11.8

58.3

32.4

13.4

12.5

60.6

33.3

13.9

13.4

59.8

33.1

13.4

13.3

58.2

32.2

13.0

13.0

58.1

32.9

13.0

12.2

H24

H25

H26

H27

H28

H29

H30

R1

R2

R3

R4

R5

会計年度

令和5年6月5日

高等裁判所事務局次長 殿

最高裁判所事務総局経理局総務課長 松川充康

最高裁判所事務総局経理局主計課長 真鍋浩之

最高裁判所事務総局経理局管理課長 市川陽一

### 冷暖房の運転時間延長をはじめとする柔軟な稼働について

(事務連絡)

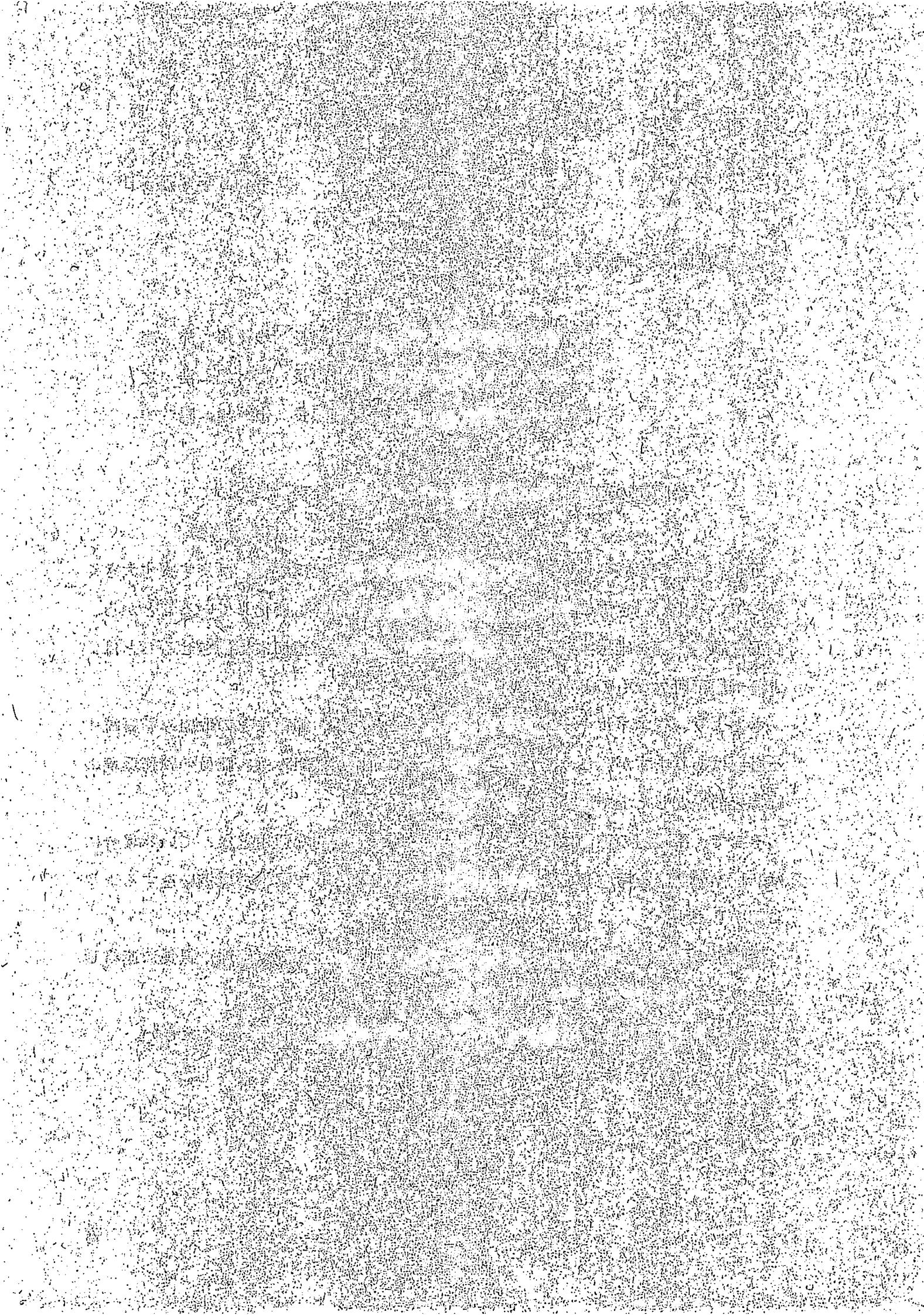
近年、酷暑又は厳冬といった気候変動が執務環境に及ぼす影響はますます大きくなっている上、働き方の多様化により職員の勤務時間等も変化していることから、良好な執務環境を維持するために夏季・冬季の冷暖房を適切に稼働させることは、より一層不可欠なものとなっています。

もとより、省エネルギーの重要性は変わることなく、節電などの取組みを継続する必要がありますが、こうした省エネルギーに向けた取組みは、職員の執務環境の維持を前提とした上で進める必要があります。

そこで、冷暖房の稼働について、各庁において硬直的な運用となっている場合には、種々の要素を考慮して、運転時間延長をはじめとして柔軟な取扱いをするようお願いします。

冷暖房の柔軟な稼働に関する取扱いについては、別途会計（管理）課長に連絡しますので、事務処理の参考としてください。

なお、貴管内の地方・家庭裁判所にはこの旨を貴職からお知らせください。



令和6年7月18日～19日開催 実務協議会（夏季）

配布資料（民事局・行政局）

## 「民事・行政事件の現状と課題」

## 目 次 【運用改善編】

※下線部分につき Ctrl キーを押しながらクリックするとリンク先が表示されます。

### 1 民事訴訟手続等のデジタル化について

- (1) 民事訴訟手続のデジタル化
- (2) 民事執行・民事保全・倒産手続等のデジタル化

### 2 地方裁判所の民事事件について

- (1) 民事通常訴訟事件を取り巻く最近の状況
- (2) 民事訴訟の審理運営の改善

### 3 簡易裁判所の民事事件について

- (1) 民事訴訟
- (2) 民事調停
- (3) 地方裁判所と簡易裁判所の連携と役割分担

### 4 倒産事件について

- (1) 事務処理の合理化等
- (2) 管財人等の育成

### 5 民事執行事件について

- (1) 新たな制度への対応
- (2) 事実処理の合理化等
- (3) 執行官をめぐる状況

### 6 地方裁判所の行政事件及び国家賠償事件について

### 7 労働関係事件について

- (1) 労働関係事件をめぐる動向と審理運営上の課題
- (2) 労働審判員に対する研修の実施
- (3) 労働審判事件取扱支部の拡大
- (4) 適切な解決機関及び解決手続の選択の促進

### 8 知的財産権関係事件について

- (1) 知的財産権関係事件をめぐる動向
- (2) 国際交流・情報発信

## 1 民事訴訟手続等のデジタル化について

### (1) 民事訴訟手続のデジタル化

民事訴訟手続のデジタル化については、民事訴訟手続の全面的なデジタル化に関する規律を定めた民事訴訟法等の一部を改正する法律が成立し、令和4年5月25日に公布されました。改正法の内容は段階的に施行することとされており、いわゆるフェーズ2のうち、双方不出頭の弁論準備手続期日等については令和5年3月1日、ウェブ会議の方法による口頭弁論については令和6年3月1日に施行され、フェーズ3に当たる訴訟記録の電子化等については、公布の日から起算して4年以内に施行される予定となっています。

#### ア ウェブ会議の運用

裁判所では、フェーズ1として、令和2年2月に、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用を一部の庁で開始した後、運用庁を順次拡大して、現在は、全国の裁判所で広く運用が実施されています。

令和6年1月からは、全国の簡易裁判所でのウェブ会議の運用も開始し、また、前記のとおり、同年3月からは、ウェブ会議の方法による口頭弁論も開始しました。とりわけ、ウェブ会議の方法による口頭弁論については、実施場所や期日指定の在り方、具体的な接続・機器配置のノウハウ等も含め、留意や検討を要する点が少なくなく、円滑かつ安定した運用を維持できるよう、引き続き運用の在り方を検討していく必要があります。

#### イ m i n t s の運用

民事訴訟法132条の10等に基づき、準備書面、書証の写し等の裁判書類の電子提出を可能にするためのシステム（民事裁判書類電子提出システム、通称「m i n t s（ミンツ）」）は、令和4年4月、甲府地方裁判所及び大津地方裁判所で運用を開始した後、運用開始庁を徐々に拡大して、現在は、支部も含めた全国の高裁・地裁で運用が実施されています。m i n t sの運用は、将来のフェーズ3に向けた準備としての意味合いを有しており、改正法の全面施行後は電子提出が義務付けられる訴訟代理人（弁護士）にとっては、m i n t sによる電子提出の方法に習熟することが望ましいといえます。m i n t sは、規則上、当事者双方に委任を受けた訴訟代理人があり、その双方がm i n t sの利用を希望する場合には、当然に利用が認められることとなっており、各庁においては、訴訟代理人に対してm i n t sの利用希望を積極的に聴取するなどしつつ、m i n t sを利用した手続の経験を蓄積していくことが重要と考えられます。

#### ウ 改正法の全面施行に向けた準備

改正法の内容を踏まえて、民事訴訟手続の全面デジタル化を実現する

ためのシステムの全体構想（T r e e e S）を段階的に進めていくために、令和4年4月から法改正を経ることなく実現可能な裁判所職員向けのe事件管理部分（R o o o t S）の開発を行ってきたところですが、本年7月16日、一部の裁判所（最高裁、広島及び札幌の高地家裁（本庁）及び簡裁）で先行してR o o o t Sの運用が開始されており、来年1月頃の全庁運用開始を目指しています。書面等のオンライン提出や訴訟記録の電子化を実現する国民・裁判所職員向けのe提出・e記録管理部分についても、令和5年4月から開発を行っていますが、T r e e e S開発の遅延リスクをできる限り低減するために、運用開始当初に必ず盛り込むべきものとその後の改修等で対応すべきものを具体的に選別しながら、開発を進めているところです。併せて、令和5年12月からはR o o o t Sについて、フェーズ3においてT r e e e Sと連携させるための改修を進めています。

また、システム開発と並行して、フェーズ3に対応するための民事訴訟規則の改正も行う必要があり、令和6年3月の規則制定諮問委員会で採択された要綱を踏まえて、規則成立に向けての作業を進めているところです。

## (2) 民事執行・民事保全・倒産手続等のデジタル化

民事執行・民事保全・倒産手続等のデジタル化については、民事訴訟手続と同様のデジタル化を内容とする「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、令和5年6月14日に公布されました。同法律は、原則として公布の日から起算して5年以内に施行されることとされています。

民事執行、民事保全及び倒産手続等のデジタル化に対応するためのシステム開発に向けては、現在、システムに求められる機能や性能の整理が進められているところですが、この機会に事務の標準化を図り、更なる合理化・効率化を進めるといった検討も必要になるものと考えています。

## 2 地方裁判所の民事事件について

### (1) 民事通常訴訟事件を取り巻く最近の状況

近時の社会情勢の変化、情報通信技術の進展、価値観の多様化等を背景として、裁判所の判断が国民の社会経済活動等に大きな影響を与える訴訟が増え、裁判所の審理判断に対する国民の关心と期待は高まっています。また、近年、客観的にみると、平均審理期間（特に争点・証拠整理期間）の長期化が顕著となっています。

このような中で、裁判所としては、判断自体の適正さや手続保障は当然の

こととして、当事者及び社会に対して説得力のある判断を、合理的な期間内で提供し、全体として裁判の質を向上させていく必要があります。

現在、民事訴訟手続のデジタル化の取組が進んでいるところですが、民事訴訟手続のデジタル化は、現状の手続にITツールを導入するのにとどまらず、これを契機に、審理判断の合理化・効率化を含めた審理運営の改善を図り、より適正かつ迅速で質の高い裁判の実現を目指すべきものです。

## (2) 民事訴訟の審理運営の改善

上記の要請に的確に応え、改正民訴法の全面施行（フェーズ3）に向けて、現在の民事訴訟の審理運営が抱える課題を克服し、民事訴訟法が志向する争点中心型の審理を実現するためには、裁判所と当事者との間で、序盤の口頭協議により、主要事実レベルの争点や今後の主張立証の見通しを確認し、審理の土俵を共有するとともに、審理の中盤では、序盤の結果を活用し、判決の結論や理由の道筋を意識して、判断対象を確認・共有した上で、判断に必要な範囲で主張立証を促すなどして、当事者との適切な役割分担の下で、核心を捉えたコンパクトな審理判断を目指すことが重要です。また、どのような審理手法が有効かは、事件・場面・代理人・裁判官によって異なるものであるため、各裁判官において、その審理運営上の手法を実践するとともに、その効果等の結果を広く共有し、各部・各庁において、具体的に意見交換をしていくことも必要です。

そして、争点整理は判決をするために行うものであるため、ゴールである判決書に記載すべき必要十分な情報が何かについて検討・議論することは、核心を捉えたコンパクトな審理判断を実現する上で極めて重要です。司法研究報告書「民事第一審訴訟における判決書に関する研究～現在に至るまでの整理と更なる創意工夫に向けて～」を参考にしつつ、判決書の目的・機能を踏まえ、現状の判決書が抱える課題と克服策や、核心を捉えたコンパクトな判決書の具体的な在り方について、具体的かつ踏み込んだ検討・議論がなされることが有用と考えられます。

また、こうした審理運営改善に当たっては、事件処理に必要な知識やノウハウを縦にも横にも共有する仕組み（知の承継）が必要です。M365等のツールを活用することに加えて、合議の充実・活用等を含めた部の機能の活性化を図り、部や庁を越えた裁判官同士の意見交換の充実や成果の共有も進めていく必要があると考えられます。事件処理に必要な知識やノウハウを裁判官の間で承継、共有していくために、民事局は、行政局とともに、令和7年夏を目指して引出集を作成することとしました。引出集は、上記の作成趣旨に照らして裁判官全員で作り上げていくものであり、裁判官の意見をお伺いしながら作成していきたいと考えており、現在、ミンフォ・G-desk トップ

ページに引出集の意見箱を設置しております。

所長におかれましては、上記のとおり、審理運営上の手法の実践の結果や判決書の課題と克服策等についての意見交換や成果の共有が活発に行われますよう、後押しを行っていただけるようお願ひいたします。

### 3 簡易裁判所の民事事件について

#### (1) 民事訴訟

簡易裁判所の民事訴訟は、国民の意識の変化等を背景に本人訴訟の審理運営が困難化していることに加え、弁護士保険の普及を背景に交通損害賠償訴訟などの弁護士関与事件も増加したため、審理運営は困難さを増しており、審理期間の長期化等も指摘されています。比較的軽微な事件を簡易・迅速に解決するという簡易裁判所本来の役割を十分に果たすためには、簡易裁判所の訴訟手続に関する特則の趣旨を生かした適切な審理を実現していく必要があることはもちろん、地方裁判所の審理及び判決に慣れた弁護士に対しても、簡易裁判所の在るべき審理運営を理解してもらうよう、各地で弁護士会への働き掛けを行うことが重要であると考えられます。

また、令和6年1月から運用が開始されたウェブ会議については、その積極的な活用を含め、地裁におけるノウハウの蓄積を参考にしつつ、地裁とも連携しながら適切な運用を検討する必要があります。各庁においては、簡易裁判所におけるデジタル化対応が円滑に行われるよう、目配りをお願いします。

#### (2) 民事調停

簡易裁判所の民事調停事件の新受件数は緩やかな減少傾向が続いている一方、社会経済情勢の変化を反映して、複雑・困難な事件や専門性が求められる事件が増加しています。民事調停は、公正かつ合理的な解決を図り得るだけでなく、手続の簡易迅速性、非公開性、費用の低廉性、傾聴と社会常識に基づく条理にかなった解決の可能性といった様々な利点を有しており、これらに対する利用者のニーズも大きいと考えられます。このため、調停主任と調停委員が充実した評議を実施し、多角的な観点からの検討を行い、単に法的観点を踏まえるだけでなく、利用者の幅広いニーズにも十分配慮した調停運営を行っていくことが重要です。

また、地方裁判所では、Microsoft 365 を利用した民事調停が既に可能となっており、簡易裁判所では、Webex を利用した運用が令和6年5月から7月までの間に開始されます。ウェブ会議の効果的な活用については、先行する家事調停における検討結果等を参考にしながら、当事者のニーズ等を踏まえ

た適切な運用を行っていく必要があります。

### (3) 地方裁判所と簡易裁判所の連携と役割分担

簡易裁判所の各種課題に対応するためには、簡易裁判所による取組だけではなく、簡易裁判所と地方裁判所がその役割分担を踏まえつつ、密接な連携を図ることが重要です。地方裁判所においては簡易裁判所への関心が乏しくなりがちですが、地方裁判所の裁判官への十分な意識付けを行いつつ、地方裁判所と簡易裁判所との間で、具体的な課題の解決に向けて継続的に意見交換を行うなどし、地簡裁連携の取組をより実効性あるものとしていく必要があります。

## 4 倒産事件について

### (1) 事務処理の合理化等

破産事件の新受件数は、令和2年以降、減少傾向にありましたが、令和4年から増加に転じ、特に法人破産についてみると、対前年比で大幅な増加傾向が続いており、今後も事件数の増加が続く可能性があります。また、通常再生事件については平成20年以降減少傾向にありましたが、令和5年は前年度を2割程度上回り、個人再生事件については、新受件数は減少傾向にあるものの、申立てから開始決定までの期間が長期化している状況が続いています。こうした状況に加えて、倒産分野においても打合せ等におけるウェブ会議の利用が可能になったことや、今後、ウェブ会議による債権者集会等の期日の開催も可能となる改正法の施行が予定されていることを踏まえ、手続の開始から終了までの事務処理全体について、デジタル化を念頭に置いた検討を進めながら、より一層の事務処理の合理化・効率化を図っていく必要があるものと考えられます。

また、個人破産等の申立件数の多い類型については、これまで各庁で異なる様式の申立書が用いられてきたところ、デジタル化を契機としてこれらの様式を標準化し、フォーマット入力方式を活用することができれば、当事者の利便性が向上するとともにデータの利活用が可能となります。このような観点から、これらの事件を専門的・集中的に担当している庁を中心に、申立書のフォーマット化も含めた事務の標準化について意見交換を行っており、今後も、事務の標準化のメリットを踏まえ、こうした取組を加速化していく必要があります。

### (2) 管財人等の育成

破産管財人の選任率は高い水準を維持していますが、管財事件を適正・迅速に処理するためには、質の高い破産管財人候補者を継続的・安定的に確保する必要があります。昨今の法人破産事件の増加や若手弁護士の増加を踏まえると、若手の破産管財人の育成と管財人候補者の世代交代を進める必要が

あることはもとより、複雑・困難事件に対応できる管財人候補者を育成していくことも喫緊の課題であると考えられます。

加えて、通常再生事件に関与した経験のある弁護士が少なくなっており、裁判所としても、監督委員等の機関候補者の確保・育成を進めるとともに、円滑に事件処理できるようにノウハウの継承や運用改善を進めていくことも必要になります。

## 5 民事執行事件について

### (1) 新たな制度への対応

令和元年改正民事執行法が順次施行され、令和3年5月1日に不動産に係る第三者からの情報取得手続が開始されたことに加え、令和4年4月からは債権執行事件の終了に関する新たな制度が開始されました。上記法改正により、財産開示事件の新受件数は大幅に増え、第三者からの情報取得手続の新受件数も相当数に上っていることから、これらの制度について引き続き円滑な運用を行えるよう留意する必要があります。

### (2) 事務処理の合理化等

不動産執行事件、債権執行事件、財産開示事件、第三者からの情報取得事件及び執行官の取り扱う執行事件については概ね順調な事件処理が行われているところですが、事件数の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、より一層の事務処理の合理化・効率化を図っていくことが求められます。例えば、財産開示事件の新受件数は、近年増加傾向が継続しており、一部の府では、期日指定方法の工夫などの取組が行われているところであり、執行分野においても、今後、ウェブ会議による期日の開催も可能となる改正法の施行が予定されていることも踏まえ、各府の実情に合わせた合理化・効率化を進めることができます。デジタル化を契機とした事務処理の標準化については、執行事件を専門的・集中的に担当している府を中心に、申立ての際の添付資料、標準的に認められる執行費用の範囲等の標準化に向けた検討が行われているところですが、今後も事務の標準化のメリットを踏まえ、こうした取組を加速していく必要があります。

### (3) 執行官をめぐる状況

#### ア 指導監督の充実

執行官は、独立かつ単独制の司法機関であり、職務のほとんどが庁舎外で行われることから、不適切な事務処理に陥りやすい面があり、近時もそうした不適切処理がなお散見されます。適正な事務処理の確保は、第一次的には各執行官及び総括執行官の責任ですが、監督官等にも監督責任があることはいうまでもなく、過去の過誤事例を見ると、監督官等が十分な関心を払っていれば防止できた例が少なくありません。

加えて、近時、執行事件の減少に伴って執行官数は大幅に減少しており、1人配置や無配置の支部も増加して、執行官室内部の相互研鑽や相互監視も利きにくい状況になっています。さらには、給源が多様化する中で、公務員倫理や裁判事務の習熟度合いにも差が生じています。このような状況を踏まえ、日常の指導監督の充実強化（例えば、総括執行官等による記録査閲や監督官等と総括執行官との定期的なミーティングの実施など）、特に年2回の事務査察での適切な重点査察事項の選定、過誤や不正が生じやすい部分の重点的な点検及び増加する外部採用者の育成や日常の指導についても、監督官等の積極的な関与が求められています。

#### イ 引渡実施及び解放実施

執行官による国内の子の引渡し（引渡実施）及び国際的な子の返還（解放実施）については、国内外での関心が非常に高い一方で、執行不能により終局する事例が多く、その実効性を高めるためには、執行官が子の心身への影響に配慮しつつ、円滑かつ確実に引渡実施及び解放実施を行うことができるようとするための態勢を整えることがより一層重要となります。すなわち、執行官が、債権者、家庭裁判所、外務省、監督官等と綿密な打合せをして事前準備を行うとともに、児童心理の専門家の適切な関与を得られるようにする仕組み作りや、執行官のスキルアップのための研修等の充実が必要となっています。

### 6 地方裁判所の行政事件及び国家賠償事件について

行政事件及び国家賠償事件については、近時、我が国の社会の在り方をめぐって様々な問題提起がなされ、国民の意見や価値観が多様化する中、いわゆる多庁係属型の政策形成訴訟や社会的注目を集める複雑困難訴訟が多数係属しており、中立的な立場で法的紛争を解決する裁判所に対する国民の関心と期待が高まっています。裁判所が当事者のみならず社会に対しても説得力ある適切な判断をするためには、事件の背景となる社会的問題や社会経済活動の実像を把握しつつ、合議の充実を図り、判断の質を一層高めていくことが求められます。

B型肝炎訴訟は、地裁を第一審とする国家賠償事件の新受件数の多くを占めているところ、1件当たりの原告数が複数に上るものが多いことを背景にして、審理期間が2年を超える長期未済事件が高水準で推移しています。個々の事件について審理が長期化している原因を適切に把握しつつ、事案に応じた適正迅速な解決に向けて積極的な審理を行っていく必要があり、そのためには事務処理上の工夫の集積や共有を図ることも有益です。

### 7 労働関係事件について

#### (1) 労働関係事件をめぐる動向と審理運営上の課題

労働関係事件については、社会経済情勢の変化、雇用形態の多様化、労働

者の意識の変化等の様々な要因を背景として、その内容が複雑困難化しているところ、労働関係民事訴訟事件及び労働審判事件の令和5年の新受件数は、いずれも令和4年を上回り、依然として高水準で推移しています。今後も、経済社会活動が徐々に活発化する中での雇用情勢及び事件動向を注視することが必要です。

地方裁判所における労働関係民事訴訟事件については、平成20年以降、未済件数が高水準で推移しており、平均審理期間も長期化しています。労働審判事件についても、制度開始当初に比べて幅広い事案が申し立てられるようになっているなどの事情がうかがわれ、平成30年以降、平均審理期間が長期化する傾向にあります。

このような状況の中、労働関係事件を適正迅速に処理していくためには、審理運営改善の取組を検討するにとどまらず、試行錯誤を繰り返しながら着実に実行に移していく必要があると考えられます。

#### (2) 労働審判員に対する研修の実施

労働審判手続の担い手である労働審判員については、その資質・能力の向上を図るために適切な研修が実施される必要があります。このような観点から、各庁において、毎年、新たに任命された労働審判員を対象とする「労働審判員研修会」及び全労働審判員を対象とする「労働審判員研究会」が開催されています。これらの実施内容等について、各庁の実情や労働審判員の要望等を踏まえた工夫がされているところであり、今後もこれらの充実化を図っていくことが重要であると考えられます。

#### (3) 労働審判事件取扱支部の拡大

労働審判事件は、全国の地裁本庁のほか、平成22年4月からは東京地裁立川支部及び福岡地裁小倉支部において、平成29年4月からは静岡地裁浜松支部、長野地裁松本支部及び広島地裁福山支部において取扱いが開始され、順調に運用されています。今後も、労働審判事件を支部で取り扱うかどうかについては、予想される労働審判事件数や本庁に移動するための所要時間等の利便性を基本としつつ、事務処理態勢、労働審判事件の運用状況及び労働審判員の安定的な確保等を含めた地域的事情を総合的に勘案して判断されることになります。

#### (4) 適切な解決機関及び解決手続の選択の促進

労働関係事件の適正迅速な解決のためには、当事者による適切な紛争解決機関及び解決手続の選択を促す必要があります。そのためには裁判所における各手続の特徴を受付窓口で教示する方法を地裁・簡裁間で協議したり、弁護士会や労働局との協議会等において各手続の特徴等について共通認識を持つ機会を設けたりすることが有益であると考えられます。

## 8 知的財産権関係事件について

### (1) 知的財産権関係事件をめぐる動向

地方裁判所における知的財産権関係民事通常訴訟事件の新受件数は、概ね500件から600件程度で推移していますが、知財高裁における審決取消訴訟事件の新受件数は、令和元年以降100件台中盤で推移しています。

### (2) 国際交流・情報発信

経済活動のグローバル化に伴う知財紛争の国際化に対応するため、裁判官の国際会議への出席や海外からの訪問者の受入れを行っています。こうした国際化の要請への取組の一環として、平成29年度から、裁判所が主体となり、法務省、特許庁などと共に、欧米やアジア諸国の裁判官等を招いて国際知財司法シンポジウムを開催しています。

また、知財高裁ウェブサイトに英訳した知的財産関係訴訟の判決等を公表していますが、令和3年度からは、英訳した知的財産関係訴訟の裁判例の一部について、国連専門機関であるW I P O（世界知的所有権機関）が運用する知財に関する判例データベースにも掲載するなど、各種情報の発信を行っています。

## 目 次【立法・法改正編】

※下線部分につき Ctrl キーを押しながらクリックするとリンク先が表示されます。

### 1 民事関係の法改正等（民事訴訟手続等のデジタル化に関するものを除く。）

#### について

- (1) 所有者不明土地問題に関する動向
- (2) 区分所有法制の見直しに関する動向
- (3) 仲裁法及びADR法等の改正等に関する動向
- (4) 動産・債権等を目的とする担保法制の見直しに関する動向
- (5) 証拠収集法制等の見直しに関する動向
- (6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（いわゆる「配偶者暴力防止法」）の改正の動向
- (7) 家族法制の見直しに伴う民事執行法の改正の動向
- (8) その他

### 2 行政法関係の法改正について

### 3 労働法関係の法改正等について

## 1 民事関係の法改正等（民事訴訟手続等のデジタル化に関するものを除く。）について

### (1) 所有者不明土地問題に関する動向

所有者不明土地に関わる一連の立法を締めくくる「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が令和3年4月28日に公布されました。その主な改正項目等は、①相続登記の申請の義務化、住所等の変更登記の申請の義務化その他の不動産登記法の見直し、②土地所有権を国庫に帰属させる制度の創設、③長期間経過後の遺産分割における相続分の見直し、④共有制度の見直し、⑤財産管理制度の見直し、⑥相隣関係規定の見直し等であり、民事非訟事件として、所在等不明共有者がいる場合の共有物の変更・管理に関する事項の決定方法の特則、共有物の管理に係る事項に賛否を明らかにしない共有者がいる場合の共有物の管理に関する事項の決定方法の特則、所在等不明共有者の持分の取得・第三者への譲渡権限の付与、所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度の手続が設けられました。上記各法律について、①のうち相続登記の申請の義務化等の規定は令和6年4月1日、②は令和5年4月27日、③から⑥までは令和5年4月1日から施行されており、上記の新たな民事非訟事件を対象とする「共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則」も同日から施行されています。

### (2) 区分所有法制の見直しに関する動向

老朽化した区分所有建物の増加等の近年の社会情勢に鑑み、区分所有建物の管理の円滑化及び建替えの実施を始めとする区分所有建物の再生の円滑化を図るとともに、今後想定される大規模な災害に備え、大規模な災害により重大な被害を受けた区分所有建物の再生の円滑化を図る等の観点から、令和4年9月に開催された法制審議会総会において、区分所有法制の見直しが諮問、区分所有法制部会において調査審議が行われ、令和6年2月15日に開催された法制審議会総会において、「区分所有法制の見直しに関する要綱」が採択されました。

### (3) 仲裁法及びADR法等の改正等に関する動向

仲裁法の一部を改正する法律、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律及び調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律がそれぞれ令和5年4月28日に公布され、令和6年4月1日から施行されています。

これらの法律は、①仲裁手続における暫定保全措置の執行等認可決定の新設、②仲裁関係事件手続に関する規律の改正（管轄及び外国語資料の訳文添付の省略等）、③ADRにおいてされた特定和解の執行決定等及び調停によ

る国際和解合意の執行決定等の規律の新設を内容とするものです。これらの法改正等に対応して、仲裁関係事件手続規則の一部を改正する規則、特定和解関係事件手続規則及び国際和解合意関係事件手続規則が制定され、令和6年4月1日に施行されています。

#### (4) 動産・債権等を目的とする担保法制の見直しに関する動向

動産や債権等を担保の目的として行う資金調達の利用の拡大など、不動産以外の財産を担保の目的とする取引の実情等に鑑み、その法律関係の明確化や安定性の確保等の観点から、令和3年2月に開催された法制審議会総会において担保に関する法制の見直しが諮問され、担保法制部会において調査審議が行われています。

#### (5) 証拠収集法制等の見直しに関する動向

証拠収集法制等の見直しに関しては、公益社団法人商事法務研究会に設置された「証拠収集手続の拡充等を中心とした民事訴訟法制の見直しのための研究会」において、文書等に関する早期開示制度の導入や文書提出命令の見直しなどが検討されています。

#### (6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（いわゆる「配偶者暴力防止法」）の改正の動向

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布され、令和6年4月1日から施行されています。

同法律は、①接近禁止命令の申立てをすることができる被害者について、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた者に加えて、自由、名譽又は財産に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加するほか、②接近禁止命令・電話等禁止命令の期間につき6か月間から1年間への伸長、③電話等禁止命令の対象行為の追加（位置情報の無承諾取得等）、④子への電話等禁止命令の創設、⑤子への接近禁止命令・電話等禁止命令につき新たな取消制度の創設、⑥退去等命令の一部につき期間の伸長等を内容としており、被害者保護の拡充を図るものとなっています。

上記の法改正に対応して、配偶者暴力等に関する保護命令手続規則の一部を改正する規則が制定され、令和6年4月1日に施行されています。

#### (7) 家族法制の見直しに伴う民事執行法の改正の動向

民法等の一部を改正する法律が、令和6年5月24日に公布されました。

主な改正事項は、子の監護に要する費用の支払を確保するための制度として、養育費等債権に対する先取特権の付与、法定養育費制度の導入及び執行手続における債権者の負担軽減策（ワンストップ化）として扶養義務等に係る債権に基づく財産開示手続等の申立てがされた場合に情報提供命令又は債

権差押えの申立てをしたものとみなす規定の新設等で、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

(8) その他

上記のほか、船荷証券等の電子化に向けて、法制審議会商法（船荷証券等関係）部会において調査審議が行われています。

2 行政法関係の法改正について

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律が、令和5年6月23日に公布されました。同法では、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等決定（行政処分）の取消訴訟等について、撮影対象者等の住所、氏名等の秘匿等に係る規定や対象電磁的記録等につき証拠の申出があった場合の閲覧等の制限に係る規定が設けられており、これらの規定は、令和6年6月20日から施行されています。

上記の規定に対応して、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律による消去等の手続等に関する規則が制定され、同日から施行されています。

3 労働法関係の法改正等について

平成30年6月から、厚生労働省において「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」が開催されていましたが、令和4年4月に検討会の報告書が取りまとめられました。現在、同制度は同省の労働政策審議会労働条件分科会において、調査審議されています。

## 刑事裁判最前線

※刑事関係の最新の統計については、courtsポータル・刑事情報データベース（ケイフォ）[REDACTED]をご参照ください。

### 1 刑事手続のデジタル化

刑事手続のデジタル化については、令和5年12月に法制審議会刑法（情報通信技術関係）部会での調査審議を終え、①刑事手続に用いる書類を電子データで作成・管理し、オンラインで発受すること、②捜査・公判における手續を非対面・遠隔で行うことができるようになることの2つを大きな柱とする要綱（骨子）が、令和6年2月15日に開催された法制審議会総会において採択され、法務大臣に答申された。

現在、政府において、法案の国会提出に向けた準備が進められているところであるが、裁判所としても、法案の成立を見据えて適切に対応していく必要がある。とりわけ、これまで検討、実践してきた質の高い刑事裁判の実現に向けた取組に、政府における検討等によってイメージされるデジタル化後の刑事手続の運用等の視点を取り入れることで、その取組の更なる発展が期待できるところである。裁判官のみならず、裁判所書記官その他の職員においても、デジタル化後の令状手続や公判審理の在り方等について、部内あるいは庁内での議論に積極的に関与することが求められる。

### 2 裁判員裁判について

#### (1) 現状

裁判員制度は、施行後15年の実績を重ねる中で、刑事裁判の中核に位置付けられるものとして定着してきている。これまでのところ、国民の理解と協力の下おおむね順調に運営されてきたと評価されているが、現状に満足することなく、裁判員制度はいまだ発展途上であるとの認識を持ち、絶えず運用改善に向けて取り組む必要がある。

## (2) 公判前整理手続の充実・迅速化

裁判員制度に関し、公判前整理手続の長期化は従前からの課題の一つであり、近年も長期化の傾向が続いている。裁判員裁判において人証中心の分かりやすい審理を実現するためには、事件関係者の記憶が新鮮なうちに証人尋問等を実現する必要がある上、勾留されている被告人の早期の保釈が可能となるなど、公判前整理手続の迅速さは適正で充実した審理に不可欠の要素である。法曹三者との間で、公判前整理手続を事案に見合った合理的期間内に終了させ、できる限り早期に公判審理に入ることの必要性、重要性や、その点も踏まえた手続の基本的な在り方について共通認識を形成するなどの取組を継続していく必要がある。

この課題を克服していくためには、裁判の迅速化に係る検証に関する検討会における議論等を参考にして、裁判官同士の議論を充実させることのほか、各地の法曹三者による意見交換や協議を具体化させること、個別の事件後の振り返り会において迅速さの観点からの課題を協議することなど、より実質的、実践的な取組を更に進めていくことが期待される。

## (3) 裁判員との実質的協働

裁判員制度によって、刑事裁判のプラクティス（運用）は大きく変容し、核心司法や公判中心主義など刑事訴訟法の本旨に立ち返った裁判が追求されるようになった。また、行為責任を基本とする量刑判断の枠組みが明確にされ、難解な法律概念についてその本質に立ち返った説明が試みられるなど、裁判員が実質的かつ法的観点を踏まえた意見を述べられる環境も整えられてきている。

その他、裁判官の間で、裁判員の視点・感覚が裁判内容に影響したと考えられる具体的な事例を基にして、裁判員との実質的協働に関する議論が重ねられており、法のあてはめ、刑事実体法の解釈への影響も指摘されるようになっている。裁判員との実質的協働を実現していくための議論は、今後も続けられていく必要がある。

## (4) 国民の理解と協力を得るための取組

裁判員にとって重い精神的負担となるおそれが類型的に高い、遺体写真等のいわゆる刺激証拠の取扱いについては、要証事実は何であり、その要証事実は事案の核心とどのように関係するのか、他の証拠で代替できないかを具体的に検討し、裁判員の負担への配慮も踏まえて必要性が認められる範囲に限って採用するという意識が浸透してきている。

また、裁判員の安全確保について、十分な方策をもってしてもなお、予測できない事態が生じることは避けられないが、そのような場合には、裁判部とは異なる視点や情報の蓄積を持つ事務局と緊密に連携して、庁として多角的に検討する必要があることを常日頃から意識しておくことが重要である。

裁判員制度に対する国民の理解と協力は裁判員制度の円滑な運営に欠かせないものであり、今後も国民の幅広い参加を得るための努力を惜しんではならない。出席率や辞退率は悪化している状況にはないものの、裁判員が安心して安全に参加できる環境整備を継続していく必要がある。

今年度は、15周年と銘打った一定量の各種報道があり、国民の関心が高まる契機を得られた面がある。また、裁判員等経験者の声を意識的に反映させた新たな広報ツールも作成された（動画、新冊子）。裁判所における広報活動の主力は裁判官等による出張講義等であるが、上記のような環境を踏まえて更なる充実を図っていく必要があるし、その際には引き続き裁判員経験者の参加を求めていくことが効果的である。そして、これらの活動等を通じて得られた国民の声等を制度運営全般に活かす、さらにはその結果を新たな広報活動につなげていく、などといった循環を構築することが求められる。

## (5) 控訴審

控訴審の在り方については、刑事訴訟法の本旨に立ち返ろうとする裁判員裁判の取組や理念や、事後審の徹底という本来の趣旨を踏まえて検討されるべきことであるが、高裁・地裁の裁判官との間では、そのような観点から引き続き議論・検討が重ねられているところである。

### 3 裁判員裁判非対象事件について

裁判員裁判非対象事件の審理の在り方については、裁判員裁判のプラクティスを表面的、形式的に採り入れるのではなく、そのプラクティスの目的や実質に照らして、具体的な事案に応じた運用の在り方を模索する必要があるとされてきたものの、刑事訴訟法の本旨に則った刑事裁判の実現という観点からの議論はこれまであまりされてこなかった。しかし、近い将来に控える刑事手続のデジタル化を見据えて、各地において、裁判員裁判非対象事件についても、刑事訴訟法の本旨に則った在るべき刑事裁判の姿をイメージし、審理運営改善に関する議論が始まられている。この議論の中では、裁判官と裁判所書記官が、在るべき刑事裁判の姿の具体的なイメージについて共有した上で、公判審理や公判の事前準備等の改善を図っていくことの重要性が指摘されている。

このような審理運営改善はデジタル化により当然に実現するものではないことからすれば、デジタル化以前の現時点から具体的な取組を進めていく必要がある。そして、そのためには当事者の協力が欠かせないから、裁判所全体として当事者への働きかけの在り方について検討し、実践していくことも必要である。

### 4 その他の刑事裁判について

#### (1) 適正な通訳の確保のための取組

近年、要通訳事件は高い水準で推移し、増加傾向にある。このような中で、裁判所としては、法廷通訳に対する社会の関心の高さに対応し、適正な通訳を担保するために、①裁判所及び訴訟関係人の適切な配慮による通訳しやすい審理の実現、②通訳人の数の確保、③通訳人の質の確保に関する取組を継続する必要がある。なお、通訳人の質の確保のための通訳人候補者を対象とする各種研修については、今年度からその在り方を見直しており、この新たな枠組みの中でより充実した研修を実施することが期待される。

#### (2) 性犯罪に対処するための法整備

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律並びに性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等

に関する法律が、令和5年6月23日に公布された。

前者の法律においては、強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪並びに強制性交等罪及び準強制性交等罪をそれぞれ統合し、それらの構成要件を改めた上で不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪とともに、13歳以上16歳未満の被害者に対してわいせつな行為又は性交等をした者が、被害者より5歳以上年長であった場合には、それだけで不同意わいせつ罪又は不同意性交等罪としての処罰を可能とする等の処罰規定の整備を行い、併せて、性犯罪についての公訴時効期間の延長、被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則の新設等の刑事訴訟法の規定の整備を行っている。

後者の法律においては、性的な姿態を撮影する行為、これにより生成された記録を提供する行為等を処罰するとともに、性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収を可能とし、併せて、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の措置をすることとされている。

### (3) 刑事訴訟法の改正（逃亡防止、氏名秘匿）

刑事訴訟法等の一部を改正する法律が、令和5年5月17日に公布され、段階的に施行されている。

この改正法は、主として①逃亡防止関係制度の創設、②捜査・公判・判決後の各段階における被害者等の個人特定事項の秘匿制度の創設をその内容とし、関係法律が整備されている。

①は、保釈中の被告人や刑が確定した者等の逃亡を防止し、公判期日等への出頭及び裁判の執行を確保するための法改正であり、施行済みのものとして、裁判の執行のための強制調査制度、保釈等に関する報告命令制度、保釈等に関する監督者制度、今後施行予定のものとして、出国制限制度、位置測定端末により位置情報を取得する制度などがある。これらは保釈などをめぐる新たな制度であるところ、本改正法の趣旨を踏まえた適切な運用の在り方について検討していくことが求められる。

②について、この秘匿制度で保護の対象となる情報は、性犯罪に係る事件等

の被害者の個人特定事項等である。裁判所には全ての情報が記載された起訴状が提出されるものの、被告人に対しては上記個人特定事項の記載のない起訴状抄本等を送達するなどの措置が規定されている一方、被疑者又は被告人からの請求により上記個人特定事項を通知する場合があることなども規定されている。令和6年2月15日に施行されたところ、被害者保護のために秘匿すべき情報を秘匿するという従前の取組に加え、この法改正（及びこれに伴う規則改正）による規律に即した適正な事務を円滑かつ遗漏なく行っていく必要がある。

#### (4) 令状処理に係る取組

保釈請求等、被告人の身柄に関する判断については、社会的な関心が高く、裁判官の間で、罪証隠滅や逃亡のおそれなどの審査の在り方等について議論が重ねられている。今後も、令状事件や準抗告事件を担当する民事事件担当裁判官、簡裁の裁判官も含め、このような議論を継続的に幅広く行うなどしながら、引き続き適正な事件処理に取り組んでいく必要がある。

#### 5 おわりに～裁判部と事務局等との連携

個別の裁判事務であっても、裁判所全体の事務に関わるものや社会的な影響の大きいものも少なくなく、裁判官同士でよく議論をするとともに、裁判部と事務局が連携して対応することが求められる。

また、個別の裁判における感染症に対する対応策や警備の問題のように、裁判体がそれぞれ個別に判断すべき事項であっても、当該個別の事案における当事者・関係機関の意向だけでなく、裁判所全体の人的・物的状況や他の裁判体の事件処理に与える影響等を踏まえた上で、あらかじめ裁判所内部で十分な意見交換や検討をし、さらに、組織として関係機関と事前の調整を行う必要がある場合もある。

特に、裁判所庁舎内で加害事案や逃亡事案が発生した場合には、地域社会に不安を与えることとなり、国民の裁判所に対する信頼に大きな影響を与えかねない。このような事態が生じないようにするために、日頃から裁判部と事務局とが連携し、庁として適切な事務処理態勢を構築するとともに、問題事案が発生した場合には、所長まで迅速に情報を流通させて、庁として適切な対応がとれるように

しておく必要がある。

以 上

(令和 6 年 7 月)  
令和 6 年度実務協議会（夏季）資料

**家庭裁判所の現状と課題**

最高裁判所事務総局家庭局

## 目 次

### 第1 家裁におけるデジタル化

- 1 家事事件手続等のデジタル化
- 2 少年審判手続のデジタル化

### 第2 家裁の事件の概況

- 1 家事事件等の概況
  - (1) 家事審判事件の概況
  - (2) 家事調停事件の概況
  - (3) 子の監護に関する処分事件（面会交流）の概況
  - (4) 人事訴訟事件の概況
  - (5) 子の返還申立事件の概況
- 2 少年事件の概況

### 第3 家事事件関係

#### 1 家事調停の運営改善の取組

- (1) メリハリのある調停運営（各職種等の役割と連携）
- (2) 調停の期日間隔の短縮化
- (3) ウェブ会議の活用

#### 2 後見関係事件及び財産管理人等選任事件の運用見直し

- (1) 後見関係事件の運用見直しの現状
- (2) 成年後見制度利用促進基本計画を受けた裁判所の取組
- (3) 不正防止に関する取組
- (4) 貢産管理事件の処理

#### 3 人事訴訟事件の適正かつ迅速な審理

#### 4 國際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の運用

#### 5 最近の法改正に伴う運用上の課題

- (1) 当事者に対する住所、氏名等の秘匿制度
- (2) 一時保護開始時の判断についての新たな司法審査の導入
- (3) 民法の嫡出推定制度に関する規定及び懲戒権に関する規定等の見直し
- (4) 氏名の読み仮名の法制化
- (5) 離婚及びこれに関する家族法制の見直し

#### 6 今後の立法の動向

- (1) 成年後見制度の見直し
- (2) 遺言制度の見直し

### 第4 少年事件関係

- 1 少年法等一部改正に伴う運用上の課題
- 2 少年調査票の新たな様式
- 3 最近の法改正に伴う運用上の課題
  - (1) 犯罪被害者等の情報を保護するための刑事訴訟法等の整備
  - (2) 性犯罪関係の刑事実体法及び刑事手続法等の整備

#### 第5 家裁調査官関係

- 1 家裁調査官の役割・機能を踏まえた合理的かつ効果的な活用
- 2 組を単位とした執務態勢を基盤に質の高い判断に資する調査事務を実践する取組

#### 第6 家裁の裁判官の役割等

- 1 家裁の裁判官の役割
- 2 家裁の裁判官の執務支援

## 第1 家裁におけるデジタル化

### 1 家事事件手続等のデジタル化

家事事件手続等のデジタル化に関しては、当事者の利便性及び司法アクセスの向上や当事者の接触回避による安全、安心な手続の実現の観点から、国民の期待が高まっている状況にある。

法制面については、令和4年5月18日に成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律（同月25日公布）において、人事訴訟におけるウェブ会議による口頭弁論を可能とする規律（令和6年3月1日から1年6月以内の政令で定める日から施行）や、ウェブ会議による期日において離婚等の和解や調停成立を可能とする規律（公布の日から3年以内の政令で定める日から施行）が導入されている。

また、手続のデジタル化については、令和5年6月6日に「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立した（同月14日公布。令和5年法律第53号）。同法は、公布の日から5年以内の政令で定める日から全面的に施行される予定である。

システムについては、MINTASに代わるe事件管理システム（RottS）が全国の家裁に導入される予定である。また、書面等のオンライン提出や事件記録の電子化を実現するためのe提出・e記録管理に関するシステムについては、専門業者を調達の上、令和5年7月からシステム開発に向けた要件定義等の作業を行っており、家庭裁判所の手続に対応するシステムを開発するための機能や性能について具体的な検討が行われている。引き続き、各種検討の前提として、現状の事務の標準化・合理化の議論を広げていく必要があるものと考えている。これらを含め、新たな規律の導入を見据えたデジタル化後の家事事件手続の運用の在り方について、各庁で具体的な検討を進めていく必要がある。

現行法下における家事事件手続等におけるウェブ会議については、家裁調査官の調査を含めて全国的に運用を開始している。今後、様々な場面において、適切にウェブ会議の利用がされるように、検討と実践を重ねていく必要がある（なお、第3の1(3)、第5の1(2)）。

### 2 少年審判手続のデジタル化

法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会において、要綱（骨子）案が取りまとめられ、令和6年2月15日の法制審議会（総会）において要綱（骨子）案が採択され、法務大臣への答申がなされた。今後、刑事訴訟法などの改正案が国会に提出される見込みである。

少年審判手続のデジタル化については、これら法制面の状況等を注視し

つつ、少年審判手続の特質を踏まえて検討を進めている。家裁調査官の調査におけるウェブ会議の運用については、付添人及び関係機関調査において全国的に運用が開始されており、少年、保護者等及び被害者調査においても令和7年1月6日以降に順次運用が開始される予定である。

## 第2 家裁の事件の概況

### 1 家事事件等の概況

令和5年の家事事件及び人事訴訟等事件の新受総件数は118万2,508件であり、この10年間で約30%増となっている。このうち家事審判事件は100万7,580件（10年間で約38%増）、家事調停事件は12万6,185件（同約8%減）で、これらが全体の約96%を占めている。家裁は、これまでも社会経済情勢の変化に対応し、事務処理の態勢や方式を工夫、改善してきたが、家事事件手続法（以下「家事法」という。）の趣旨やその背景にある国民のニーズを踏まえて、事件の種別を問わず、更に取組を深化させる必要がある。

#### (1) 家事審判事件の概況

家事審判事件の約98%を占める別表第一審判事件の新受件数については、増加傾向が続いているが、相続放棄のほか、特に成年後見関係事件の増加が著しい。

他方、別表第二審判事件の新受件数については、おむね緩やかな減少傾向にあったが、令和元年以降増加傾向に転じ、令和5年は、2万1,426件であった。

#### (2) 家事調停事件の概況

家事調停事件の新受件数は、平成29年頃まで高止まり状態にあり、平成30年以降は、おむね緩やかな減少傾向にあったが、令和5年は増加に転じた。

#### (3) 子の監護に関する処分事件（面会交流）の概況

社会情勢を反映し、子の監護に関する処分は増加傾向にあり、面会交流事件は平成26年から令和5年までの10年間で約1.2倍となった。面会交流事件については、当事者の対立が先鋭化し、解決困難な事案が増えている上、社会的・政治的な関心も極めて高い状況にあり、これまで以上に質の高い審理・判断が求められている。

#### (4) 人事訴訟事件の概況

人事訴訟事件の新受件数は、平成16年4月に家裁へ移管された後、平成24年に最も多くなったが、平成25年以降は減少傾向にあり、令和3年を除いて近年は1万件を下回っている。

### (5) 子の返還申立事件の概況

子の返還申立事件の新受件数は、平成26年（ただし、施行された4月以降）は9件、平成27年は26件、平成28年は25件、平成29年は12件、平成30年は27件、平成31年（令和元年）は16件、令和2年は18件、令和3年は9件、令和4年は22件、令和5年は17件であった。

### 2 少年事件の概況

令和5年における少年保護事件の新受人員は、5万2,642人（前年比約18%増、平成26年比約51%減）となっている。事件種類別に見ると、一般事件は、3万2,368人（前年比約27%増、平成26年比約50%減）、交通関係事件は、2万0,274人（前年比約6%増、平成26年比約52%減）となっている。

少年保護事件の新受人員は、平成13年には28万4,336人であったが、平成14年から令和4年まで一貫して減少してきた。少年人口の減少が一つの要因と考えられるが、新受人員は、少年人口の減少割合以上に減少していた。しかし、令和5年は、上述のとおり増加したため、今後の動向を注視している状況である。

個別の事件を見ると、社会的関心を集める重大事件や、資質や家庭等の環境に根深い問題を抱えた少年の事件が少なくない。複雑多様な事件について、適正な事件処理が求められているといえる。

## 第3 家事事件関係

### 1 家事調停の運営改善の取組

#### (1) メリハリのある調停運営（各職種等の役割と連携）

家事法施行以降、各家裁において、家裁の主要な事件である家事調停の運営改善の取組が進められてきたところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を一つの契機として、事案の内容、期日の目的等に応じたメリハリのある調停運営を意識した取組が開始され、現在も、各庁で検討・実践が進められている。

家事調停の運営改善の取組においては、裁判官はもとより、家事調停委員、書記官、家裁調査官等の関係職種が、問題意識を共有してそれぞれの役割を適切に果たしていく必要があり、定量的、定性的両面からの効果検証の視点を持ちながら、庁として取組を継続していくことが肝要と考えられる。このような観点から、家庭局では、この取組の効果や課題を定量的に把握するためのツール等を作成して各庁に情報提供し、このツール等を用いて各庁において得られた取組の効果や課題について取

りまとめた資料を、令和4年12月に還元するなど、各庁の取組を後押ししてきた。

また、各庁において、取組を通じて見えてきた課題や、今後更に浮かび上がってくると思われる課題を克服し、家裁全体の紛争解決機能を一層強化していくためには、課題を掘り下げた上で、調停委員を含む関係職種の適時適切な手続関与・連携の在り方や当事者・代理人の役割を改めて整理・言語化し、全国的に共有していくことが有効であると考え、令和5年6月、各庁においてこうした点に関する自庁の実情を把握し、課題の抽出・分析に活かしていただくためのツールを作成・送付し、このツールを利用した各庁の実情把握と意見交換の結果につき、同年10月には「各庁の実情把握結果の概観」、同年12月には「各庁の実情把握結果（手続序盤）」として、各庁に還元したところである。

協議会等においても、家事調停における裁判官の効果的な関与の実現方法、裁判官と関係職種の果たすべき役割を踏まえた書記官及び家裁調査官との合理的な役割分担や連携の在り方、取組の効果検証の在り方、効果検証の結果を踏まえて取組を修正し、これを継続、定着させていくための課題といった点について議論が重ねられてきており、家裁においては、関係職種間の連携をベースとした紛争解決機能の強化に取り組んでいくことが必要との意識が浸透しつつある。今後、更なる課題の克服や運営改善を継続していくとともに、各庁において調停委員も巻き込んだ議論及び実践を更に推進することにより、取組の一層の浸透・定着を図ることが求められる。

## (2) 調停の期日間隔の短縮化

家事調停の平均審理期間は、令和4年には一部の事件類型について短縮したものの、全体としては長期化傾向に歯止めがかかっておらず、府ごとのばらつきも大きい。特に、平均期日間隔は全国的に長期化しており、国民の調停制度への信頼確保の観点から大きな問題であると考えられる。そこで、家庭局では、令和6年1月より、平均期日間隔が長期化し、平均審理期間も全国平均を上回る家裁4庁（以下「長期化庁」という。）と、平均期日間隔が全国平均より短く、かつ自庁のコロナ禍前の水準と同程度ないしそれ以下の水準となっている家裁2庁（以下「短縮化庁」という。）に協力を依頼し、データ分析やヒアリングを通じて、短縮化庁において平均期日間隔が短くなっている要因や、長期化庁において平均期日間隔が長期化している要因を洗い出し、当該庁にフィードバックするとともに、その結果を取りまとめて、令和6年4月に全国的に還元した。今後は、上記取りまとめ資料も参考にして、各庁において、

自庁の長期化要因を深掘りして分析し、それぞれの要因に見合った対策を早急に検討・実行していくことが必要と考えられる。

### (3) ウェブ会議の活用

ウェブ会議を利用した調停期日（ウェブ調停）の運用は、令和6年7月までに、支部・出張所を含む全家裁において開始される。先行導入府を中心に、運用実績が積み重ねられており、ウェブ会議の活用の在り方や運用上の工夫等に関する知見が共有されてきている。ウェブ調停は、当事者の利便性や安心・安全に大きく資するものであると考えられる。調停をより国民・当事者のニーズに応えるものにしていくためには、より積極的な活用が求められている。

## 2 後見関係事件及び財産管理人等選任事件の運用見直し

### (1) 後見関係事件の運用見直しの現状

後見関係事件は、平成12年4月に現在の成年後見制度が始まって以来増加の一途をたどっており、令和5年12月末日現在の管理継続中の本人数は、約24万9000人に上っている。また、政府が作成したオレンジプランによれば、我が国における認知症有病者数は令和7年には約700万人に上ると推計されており、成年後見制度の利用者数は、今後更に増加することが見込まれる。このような状況から、国民の成年後見制度に対する関心も高い状況にあり、近年、家裁においては、従前の制度運用がノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視といった成年後見制度の趣旨に沿ったものとなっているかという視点で検討を重ねてきた。

とりわけ、後見等監督の在り方については、後見人の裁量を尊重するという制度趣旨を踏まえたものとなっているかという点について、運用状況を客観的に検証した上で、実証的な視点を持って見直しが進められ、その結果、後見人が家裁に報告する事項を必要かつ十分な範囲に絞り込み、家裁が審査すべき事項を明確にするといった監督手法が取り入れられ、その定着が図られてきたところである。また、後見等監督の在り方は、後述する後見人等の選任や報酬の在り方の検討にも関わるものであり、身上保護事務における監督の在り方についても議論を深めていく必要がある。

### (2) 成年後見制度利用促進基本計画を受けた裁判所の取組

成年後見制度利用促進法に基づき平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画（以下「第一期計画」という。）の対象期間が満了することに伴い、令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期計画」という。）が閣議決定された。第二期

計画の対象期間は、令和4年度から令和8年度の5年間とされており、今年度は、中間検証として、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討が行われる予定である。

第一期計画の対象期間中には、地方自治体において地域連携ネットワークやその中核となる機関（中核機関）の整備に向けた取組など、様々な施策が進められてきたところ、制度の運用を担う裁判所としても、国民にとって利用しやすい制度の実現に向けて、地方自治体の取組に積極的に協力をを行い、関係機関との間で顔の見える関係の構築に努めてきた。

裁判所内部の検討としては、第一期計画の趣旨を踏まえ、財産管理のみならず意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人等の選任・交代の在り方について検討を進めた。

例えば、成年後見制度で利用する診断書の改訂を行うとともに、福祉関係者が有している本人の生活状況等の情報を医師に伝え、より的確な診断が行われるよう、新たに「本人情報シート」を導入し、それぞれ平成31年4月から運用を開始した。

また、第一期計画を踏まえた後見人等の選任・交代の在り方等について、家庭局と日弁連等の専門職団体との間で協議を重ね、認識の共有に至った内容等について、各家裁が検討を行う際の資料として情報提供をしており、各家裁の実情に応じて、後見人や後見監督人の選任の運用等についての検討を進めた。

第二期計画では、基本的な考え方として、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進を掲げ、成年後見制度をその重要な手段として位置付け、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、その地域において尊厳のある本人らしい生活を継続できる体制の整備を目指すものとしている。今後の具体的な目標として、①成年後見制度の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実、②尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等、③権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの3点が挙げられている。

上記①の成年後見制度の見直しについては、令和6年2月15日に法制審議会に対して成年後見制度の見直しが諮問され、同年4月から法制審議会民法（成年後見等関係）部会において調査審議が始まった。同年6月までには同部会第3回会議が終了し、法定後見の開始及び終了に関する検討（一読目）が行われた。これまでの議論状況としては、法定後見の開始要件として、本人の判断能力が不十分であること、特定の法律行為について法定後見による保護が必要であることを要求した上で、特定の法律行為に関する代理権を付与すべきである（現行制度における補

助類型に近いイメージ)との意見が多いように思われ、また、終了について、法定後見による保護の必要性がなくなれば制度利用を終了できる制度とすることに異論は見られなかった。いずれについても裁判実務に大きな影響が生ずる見通しである。

上記②の成年後見制度の運用改善との関係では、報酬の在り方について、後見人等が行った事務の内容等に応じて報酬を付与するという考え方に基づき、大規模庁を中心に各家裁において検討がされた。最高裁家庭局は、令和5年7月の専門家会議の運用改善等に関するワーキング・グループにおいて、協議会等で共有された今後の運用改善の方向性（本人の資産額を基本報酬の考慮要素とする従前の実務の考え方を維持すること、報告書式の変更、身上保護事務の評価、付加報酬の算定の在り方等）について報告した。新たな報酬算定や報告書式の運用開始は令和7年4月を予定しており、今年度は各家庭裁判所と各地域の専門職団体との間で協議を実施することとしている。

③について、第二期計画では、地域連携ネットワークの機能として、福祉・行政・法律専門職など多様な主体による「支援」機能と、家庭裁判所による制度の「運用・監督」機能があることが、権利擁護支援を行う3つの場面（①制度の利用前、②申立ての準備から後見人等の選任まで、③後見人等の選任後）に対応する形で整理されている。地域連携ネットワークの機能強化に向けて、異なる立場を有する関係者がそれぞれの役割を理解し合い、機能を強化するための認識やその方向性を共有する必要があるとされており、共通理解の促進や相互理解を図ることが求められている。裁判所としては、中核機関の設置や地域の体制整備に向けた地方自治体等に対する後押しや働き掛けを中心とした取組から、相互理解を基盤とした地域連携ネットワークの機能強化に向けた取組に重点を移した取組を進めているところである。福祉・行政において実践されている受任者調整のプロセスなど、申立てにおける権利擁護支援の内容に対する理解を深めつつ、裁判所の手続や役割について適切に発信するなど、相互理解に向けた取組を地道に継続していくことが重要である。

### (3) 不正防止に関する取組

令和5年1月から12月までに家庭局に報告された後見人等による不正事案は184件、被害総額は約7億円で、平成26年のピーク時と比べて大きく減少しており（平成26年1月から12月までに報告された不正事案は831件、被害総額は約56億7,000万円）、各家庭裁判所において、後見人等による不正防止対策に真摯に取り組まれている効果が表れている。もっとも、直近の不正報告件数等を見ても、いまだ

社会的に許容される水準とはいひ難い状況にあり、家庭裁判所としては、合理的な監督事務を実践しつつ、引き続き、関係職種間で連携して適正かつ実効的な監督に努め、不正防止に取り組んでいく必要がある。

また、不正防止策の一つである後見制度支援信託は、平成24年2月以降令和5年12月末日までの間に2万9,821件が契約締結に至っており、また、後見制度支援預貯金については、平成30年1月から令和5年12月末日までの間に9,454件が契約締結に至っている。特に、後見制度支援預貯金については、平成30年4月に、金融関係団体等と関係官庁等が参加した「成年後見制度における預貯金管理に関する勉強会」の議論の結果としての報告書が作成され、これを受け、取扱金融機関が増加しており、今後も取扱金融機関が更に増加することが予想される。

なお、上記の勉強会ではその後も運用をフォローアップするための会議が開かれており、令和3年10月には保佐・補助類型を対象とする預貯金管理の仕組みについての同時点における検討状況が公表されるなどした。

#### (4) 財産管理事件の処理

財産管理事件の新受件数に関する過去10年の動向を見ると、不在者財産管理事件については、8,000件前後で推移しているのに対し、相続財産清算事件は、年々増加を続け、令和5年には2万8,634件となり、10年間で約1.6倍となった。

財産管理事件において、定期的に財産状況を確認することの必要性や、特に相続財産清算事件において、管理終了に向けて計画的に清算手続を進めるため、清算人に対する助言や働き掛けを行うことの重要性については、従来から強調されてきたところである。また、財産管理上の問題を把握した後は、後見関係事件と同様に、財産の流出を阻止する措置を迅速に講じることが求められている。

管理終了に向けた計画的な清算手続に関連するものとして、相続財産清算事件における不動産の国庫帰属について、財務省理財局が、令和2年12月に、法律上国庫帰属すべき不動産に関する事務の具体的な取扱いを示すとともに、国庫帰属財産の円滑な引継ぎの実現のために、各財務局等において関係機関との協力体制の構築に努めるよう各財務局に周知する通達を発出している。

また、財産管理制度の見直しとして、「民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）」に、限定承認及び相続人不存在の場合における相続財産の管理人の名称を「清算人」と変更すること、相続人不存

在の場合における相続財産清算事件において、清算人の選任公告と相続人捜索の公告を同時にを行うこと、不在者財産管理人が金銭を供託することができるようになると盛り込まれ、これらの改正は令和5年4月1日から施行されている。

各庁では、事案の性質に応じて、適切な運用を行うことが求められている。

### 3 人事訴訟事件の適正かつ迅速な審理

家裁に人事訴訟が移管されて20年が経過した。その間、未済事件は、平成20年以降、年々増加し、平成23年12月末時点で1万件を超える状態となっていたが、平成24年以降は、9,700件前後で推移していたところ、令和2年に再び1万件を超え、令和5年は1万0,595件であった。

また、既済事件の平均審理期間は長期化する傾向にあり、令和5年の平均審理期間は14.9月であった。未済事件の平均審理期間も、長期化傾向にあることからすると、平均審理期間の長期化の原因を長期未済事件の優先的な処理に求めることは難しいと考えられる。

なお、令和5年の既済事件の平均審理期間は、地裁で処理していた当時（平成15年）よりも約6ヶ月長くなっている。また、財産分与の申立てがある離婚の訴えでは、争点整理期間を中心に年々審理期間が長期化しており（平成26年は15.0月、令和5年は18.6月）、財産分与に関する合理的かつ効率的な審理の在り方等について検討することが必要であると指摘されている。さらに、財産分与の申立てがないものについても、審理期間が年々長期化していること（平成26年は10.7月、令和5年は13.0月）を直視する必要がある。

人事訴訟の審理期間の長期化については、迅速化検証検討会において強い危機感が示され、長期化の要因についても従来の分析にとらわれない検討が必要であることが指摘された。また、迅速化検証報告書では、裁判所側で訴訟の進行を制御することのできる仕組みや方策を考えていく必要があり、そのような方策の一つとして、人事訴訟の標準的な審理モデルを整備し、裁判所と弁護士会との間でこれを共有することも有用であるとの指摘もされた。

東京家裁家事第6部（人訴部）では、令和5年度において、離婚訴訟の審理モデルの策定に向けて、東京三弁護士会との間で、複数回にわたる協議を行い、その成果として、「東京家裁人訴部における離婚訴訟の審理モデル」を策定した。この審理モデルについては、令和6年5月、家庭局を通じて、全国の家裁に送付された。今後、各家裁において、上記審理モ

ルを踏まえて、人事訴訟の特徴を踏まえた合理的かつ効果的な争点整理の在り方等について検討を深め、弁護士会との間で協議を行うなどして認識を共有する取組が進められることが期待される。

人事訴訟の争点整理手続については、昨年末の令和5年12月20日以降、全ての家裁本庁・支部においてウェブ会議の運用が開始され、口頭弁論についても、ウェブ会議での実施を可能とする規律（令和6年3月1日から1年6月以内の政令で定める日から施行）が導入されており、近い将来にウェブ会議の運用が開始されることとなる。今後も、民事訴訟におけるウェブ会議を利用した審理運営改善の議論を参考にして、人事訴訟の審理運営改善に向けた検討を進めていくことが求められる。

#### **4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の運用**

国際結婚が破綻した場合等において、子が国境を越えて不法に連れ去られた際に、迅速に常居所地国に子を返還すること等を定めた「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」が、平成26年4月、日本について効力を生じ、その国内実施法（平成25年法律第48号）及び実施規則（平成25年最高裁判所規則第5号）も施行された。その後、民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律が、令和元年5月に成立し、令和2年4月1日に施行され、強制執行の規定が見直された。

子の返還申立事件の第一審専属管轄を有する東京家裁及び大阪家裁並びに抗告審裁判所である東京高裁及び大阪高裁においては、適切な運用の確立に向けた取組がされており、これまでのところ、円滑な事件処理がされているところである。東京・大阪以外の家裁に係属する親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件及びこれらの抗告事件においても、一定の場合には、上記実施法及び実施規則の適用があるところであり、この点については留意が必要である。

#### **5 最近の法改正に伴う運用上の課題**

##### **(1) 当事者に対する住所、氏名等の秘匿制度**

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）及びこれに伴う民事訴訟規則等の一部を改正する規則（同年最高裁判所規則第17号）のうち、当事者間秘匿の制度に係る部分について、令和5年2月20日に施行された。

家事事件手続では、当事者間秘匿と従前の非開示希望の運用が併存しているところ、両制度の運用はできる限り統一することが、当事者から見た分かりやすさという観点からも、裁判所の事務処理の適正さを確保

するという観点からも、重要であると考えられるため、当事者間秘匿制度導入を機に、従前の非開示希望の運用についても、その在り方を改めて見直す必要があることを各家裁と共有し、各家裁の検討を後押ししてきた。

今後も、引き続き、秘匿情報を具体的に特定し、記録上表れないようすることは当事者の役割であるという当事者間秘匿制度の趣旨を踏まえ、非開示希望の運用においても、当事者に対し、適切に注意喚起をするなどした上で、裁判所が当事者から申出のあった秘匿情報として取り扱うべき情報を適切に管理する役割に注力できるよう、関係職種間で認識の共有に努める必要がある。

また、令和6年4月1日に、DV被害者等保護のための登記事項証明書等における代替措置について定める不動産登記法119条6項が施行され、登記記録に記録されている者の住所が明らかにされることで人の生命や身体に危害を及ぼすおそれがある場合等の一定の場合において、登記事項証明書等において公示される登記名義人の住所を当該住所に代わる代替住所（公示用住所）とすることができますこととなった。この制度に伴う裁判手続上の留意点については、同年3月28日に民事局第一課長及び家庭局第二課長の連名で事務連絡を発出している。このほか、民事局及び家庭局からそれぞれ発出した当事者間秘匿制度についての事務処理上の留意点等に関する事務連絡、並びに、総務局第一課長、家庭局第二課長ほかの連名で発出した新たな秘匿制度を踏まえた秘匿情報の適切な管理についての総論的な事務連絡を含む当事者間秘匿制度に関する資料は、courtsポータルの家事・少年情報データベース（Famil☆in）に掲載した家事事件等の情報管理事務連絡等一覧から参照可能である。

## **(2) 一時保護開始時の判断についての新たな司法審査の導入**

令和4年6月8日に成立し、同月15日に公布された児童福祉法の一部改正における、一時保護開始の判断に関する司法審査の導入に係る部分については、令和7年6月1日に施行される。

同法においては、児童相談所長等は、親権者等の同意がある場合等を除き、事前又は一時保護を開始した日から起算して7日以内に、児童虐待のおそれがあるときその他の内閣府令で定める場合に該当し、かつ、一時保護の必要があると認められる資料を添えて、児童相談所長等の所属する官公署の所在地を管轄する地裁、家裁又は簡裁の裁判官に一時保護状を請求しなければならないとされ、裁判官は、児童虐待のおそれがあるときその他の内閣府令で定める場合に該当すると認めるときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときでない限り、一時保護状を発

することとされている。

こども家庭庁が設置した実務者を構成員に含む作業チームにおける、内閣府令に定める要件の在り方や実務の詳細等に関する検討も踏まえ、裁判所における一時保護状の請求の受付その他の一時保護状に係る事務処理の在り方等の検討を進め、施行に向けた準備を図る必要がある。

### (3) 民法の嫡出推定制度に関する規定及び懲戒権に関する規定等の見直し

民法の嫡出推定制度に関する規定及び懲戒権に関する規定等の見直しについて、令和4年12月に民法等の一部を改正する法律が成立した。同改正法は、子の懲戒権の見直しに関する部分は公布の日である同月16日から、それ以外の部分は、令和6年4月1日から施行されている。

同改正法には、①懲戒権に関する規定等の見直し、②嫡出推定規定の見直し・女性の再婚禁止期間の廃止、③嫡出否認制度に関する規律の見直し、④認知無効の訴えの規律の見直しが盛り込まれており、また、令和5年11月22日には、同改正に伴う人事訴訟規則及び家事事件手続規則の一部を改正する規則が公布された。具体的な運用及び事務処理上の留意点については令和6年1月に事務連絡、同年3月には無戸籍者問題の解消という制度趣旨を踏まえた適切な運用についての書簡を発出している。

改正法の施行日前に生まれた子に係る子及び母による嫡出否認の訴えの出訴期間について、施行後1年の経過措置が設けられていることも踏まえ、無戸籍の問題を抱えるなど、裁判所の手続が必要な方が安心して申立てができるよう適切な手続案内や手続の運用が求められる。

### (4) 氏名の読み仮名の法制化

戸籍法及び家事事件手続法の一部の改正を含む法律が令和5年6月2日に成立し、同月9日に公布された。この改正に係る規定は、同日から起算して2年以内に政令で定める日から施行される。

この改正により、戸籍の記載事項として氏名の振り仮名が追加され、氏名の振り仮名の変更の手続については、原則として家庭裁判所の許可を必要とすることとされ、氏名の振り仮名の変更についての許可の審判事件が別表第一事件に追加された。

なお、本法改正に基づく規則改正は想定していないが、改正に伴う新たな事務の運用に関する検討が必要となる。

### (5) 異婚及びこれに関連する家族法制の見直し

民法等の一部を改正する法律が令和6年5月17日に成立し、同月24日に公布された。この法律は、同日から起算して2年以内に政令で定

める日から施行される。

改正法の内容は、離婚後に父母の双方を親権者と定めることを可能とする制度をはじめ、親権を共同行使する父母間の意見対立時に裁判所が特定の事項に係る親権行使者を定める制度、養育費等の請求権の一般先取特権化や法定養育費制度、親子交流の試行的実施や父母以外の親族との交流に関する規律、未成年養子制度や財産分与制度の見直しなど、家族法制の在り方についての幅広いものである。

新たな審判事項の新設や判断枠組みの導入など、実務への影響が大きいのみならず、社会的関心も高いため、家庭局としても、改正法の施行に向けて、各庁において改正法の各規定の内容を踏まえた適切な審理の在り方についての検討準備をすることができるよう、必要な規則改正に加え、東京家裁、大阪家裁を中心とした家族法改正PTにおける議論・検討の状況などについての情報提供やサポートをしていく予定である。

今後、各家裁においては、家族法改正PTの検討結果を踏まえつつ、調停委員に対する研修を含め、施行に向けた準備を着実に進めていく必要がある。

## 6 今後の立法の動向

### (1) 成年後見制度の見直し

前記2(2)の第二期計画において、「成年後見制度の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実」として、適切な時機に必要な範囲・期間で成年後見制度が利用できるようにすること等の指摘を踏まえ、福祉関係も含めて制度全体の見直しを検討すべきとされており、令和4年6月に「成年後見制度の在り方に関する研究会」が発足した。同研究会では、適切な時機に必要な範囲・期間で成年後見制度を利用できること、成年後見制度の3類型（後見・保佐・補助）の廃止や行為能力制限の在り方、後見人等の交代、後見人等の報酬、任意後見制度等について議論がされ、令和6年2月に「成年後見制度の在り方に関する研究会報告書」が取りまとめられた。

また、同年2月15日に開催された法制審議会総会において、成年後見制度の見直しについて諮問され、民法（成年後見等関係）部会に付託して審議されることとなった。第二期計画の対象期間である令和8年度までの見直しが予定されている。上記のとおり成年後見制度の見直しに関する検討事項は多岐にわたり、今後の実務への影響も大きいことから、今後の法制審議会における議論の動向を注視し、適切に対応していく必要がある。

### (2) 遺言制度の見直し

令和6年2月15日に開催された法制審議会総会において、遺言制度の見直しについて、法務大臣から諮問され、民法（遺言関係）部会に付託して審議されることとなった。

同部会において検討が見込まれる主な検討課題は、①デジタル技術を活用した新たな方式の遺言の在り方、②押印要件、全文自書要件等の現行の自筆証書遺言の要件を緩和することの相当性、及び③秘密証書遺言、特別の方式の遺言等のその他の遺言の方式の在り方である。

遺言制度の見直しは、遺言に関する審判事件を含む裁判手続への影響が大きいのみならず、国民生活への影響も大きく社会的関心が高いことから、今後の同部会における議論の状況を注視し、適切に対応していく必要がある。

## 第4 少年事件関係

### 1 少年法等一部改正に伴う運用上の課題

少年法等の一部を改正する法律が、令和4年4月1日から施行された。

本改正法は、18歳及び19歳の者について、少年法の適用対象としつつ、その適用において特例規定を整備した。18歳及び19歳の者の取扱いに関しては、全件家裁送致が維持された上で、①原則逆送対象事件の拡大、②犯罪の軽重を考慮した相当な限度を超えない範囲での保護処分、③ぐ犯の対象からの除外、④逆送決定後における不定期刑等の刑事事件の特例規定の不適用、⑤起訴後における推知報道禁止の解除等の特例規定が整備され、併せて、更生保護法、少年院法等の関係法律の整備も行われた。法改正を受けて、少年審判規則の一部が改正された。

本改正法は、少年法の基本的な構造を維持し、特定少年の手続も基本的に従前の条文が適用されるものではあるが、手続の様々な場面で特例規定が適用されることから、本改正法の趣旨を踏まえた適切な運用を図っていくためには、引き続き、特例規定の適用の範囲やその規律内容を十分に把握した上で、各庁における運用の在り方に關して不斷に検討し、少年鑑別所や保護観察所等の関係機関との連携を図りつつ、実際の運用を通して検証を行うなどの取組を継続することが必要である。

### 2 少年調査票の新たな様式

家裁調査官が行った社会調査の結果を、より的確に、読み手に分かりやすい形で報告できるよう、令和2年3月に少年調査票の新たな様式を定める通達が発出され、令和3年10月1日から実施されている。

各庁において、新たな様式を定めた趣旨・目的に沿った運用の定着に取り組む必要があり、家庭局としては、引き続き、各庁の状況を確認しつつ、

必要な支援を行っていきたいと考えている。

なお、令和4年度調査官特別研究として、大阪家裁において「原則逆送対象事件における少年調査票の記載の在り方～特定少年の原則逆送対象事件（少年法第62条第2項）に焦点を当てて～」の研究が行われ、令和5年11月6日、研究結果を還元した。

### 3 最近の法改正に伴う運用上の課題

#### (1) 犯罪被害者等の情報を保護するための刑事訴訟法等の整備

性犯罪等の一定の事件について、被害者等の個人特定事項の記載がない起訴状の抄本を被告人に送達する措置や同記載のない逮捕状・勾留状の各抄本を被疑者に示すことができる手続の創設等を内容とする刑事訴訟法等の改正法が成立し、これに伴う刑事訴訟規則等の改正規則（少年審判規則の改正を含む。）が令和5年12月25日に公布され、令和6年2月15日に施行された。

今回の刑事訴訟法改正は、刑事手続全体を通じて被害者の氏名等の情報（個人特定事項）を適切に保護できるようにするためのものであり、少年審判手続でその保護が図られないのでは意味がないことから、少年審判手続についても、刑事手続と同様に切れ目のない保護を及ぼすため、被害者等の個人特定事項が少年等に伝わり得る場面のうち、少年審判規則を改正しなければ不可避的に伝わってしまう場面等について、規則改正を行った。少年審判手続全体を通じて被害者等の個人特定事項を適切に管理するための運用について、実務を積み重ね、不斷に検討を行っていくことが必要である。

令和5年12月8日に改正少年審判規則の施行に向けた関係機関との協議についての事務連絡を、同月15日に同規則の施行に向けた運用指針の検討及び書記官事務の留意点についての事務連絡をそれぞれ発出した。これらの事務連絡は、courtsポータルの家事・少年情報データベース（Famil☆in）に掲載している。

#### (2) 性犯罪関係の刑事実体法及び刑事手続法等の整備

近年における性犯罪の実情等に鑑み、法整備の在り方等について法制審議会において調査審議されていたところ、令和5年6月16日、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律並びに性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律が成立し、同月23日に公布された。これに伴い、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の制度に關し、令和6年3月13日、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する

法律による消去等の手続等に関する規則が制定され（同年4月17日公布）、新設された同制度に関しては、改正法・改正規則とも同年6月20日に施行された。少年事件の関係でも、消去等措置の前提として家庭裁判所が検察官に通知を行うなどの手続が規定されていることから、改正法及び改正規則の適切な理解とそれに基づく運用が必要である。

## 第5 家裁調査官関係

### 1 家裁調査官の役割・機能を踏まえた合理的かつ効果的な活用

(1) 家裁の機能をより充実させるためには、裁判官、書記官、家裁調査官、調停委員等が、それぞれ、その役割を各庁の実情に応じた形で適切に果たす必要がある。このうち、家裁調査官の合理的かつ効果的な活用については、その役割・機能を関係職種間で共有した上で、各庁の事件動向、事務処理態勢等の実情を踏まえて検討する必要がある。

家裁調査官には、行動科学の知見及び技法を生かして、必要な事実を収集し、収集した事実を的確に分析・評価して客観的で科学的な裏付けを伴った将来予測を含む意見を提出するとともに（「行動科学の知見等に基づく事実の調査」）、そのような分析・評価の結果に基づいて当事者、少年等に対する働き掛けや関係機関との間での調整を行う（「行動科学の知見等に基づく調整」）といったことが要請されているといえる。これを踏まえて、家裁調査官の役割・機能は「行動科学の知見等に基づく事実の調査と調整」であると整理されている。

このような整理を踏まえ、令和元年12月に、「家裁調査官の役割・機能」と題する資料が配布された。同資料は、家裁調査官の役割・機能及びそれに基づく調査事務について、家裁調査官自らが改めて認識を深めるとともに、裁判官を始めとする関係職種がこれを的確に理解し、認識を共有するための視点を示したものである。同資料を活用した家裁調査官相互間での議論や関係職種間での意見交換の成果が日常の調査事務に生かされていくことによって、より的確で質の高い調査事務が遂行されるとともに、裁判官において、これまで以上に適時適切に家裁調査官の活用を図ることで、より質の高い裁判が実現されることが期待される。

(2) 家裁調査官は、デジタル化の検討と取組に関し、家裁の事務に精通しているという立場を生かし、調査事務以外の検討と取組においても貢献することが求められており、各庁における実情を踏まえながら、具体的な検討と取組を実践していく必要がある。

デジタル化における家裁調査官の執務の在り方に関しては、家裁調査官の役割・機能を踏まえ、調査事務そのものだけではなく、一般執務に

係る事務を含めて、合理化、効率化の観点を意識しながら改善を図っていく必要がある。

家裁調査官の調査事務に関しては、テレビ会議システムやウェブ会議を用いた調査、いわゆる「リモート調査」の在り方について検討と実践が進められている。家事事件手続等におけるウェブ会議を用いた調査については、全国的に運用が開始され、着実に実績が積み重ねられつつある一方、府ごとの差が見られる状況である。ウェブ会議を用いた調査は、家裁調査官が身に付けるべき基本的なスキルであるところ、適切かつ安定的なウェブ調査の運用に向けて、調査の目的の達成という観点を踏まえて、幅広く被調査者に打診し、その意向を踏まえて調査方法を検討する必要がある。少年事件におけるウェブ会議を用いた調査については、令和6年5月から付添人及び関係機関調査において運用が開始され、少年、保護者及び被害者調査においても、令和7年1月から運用が開始される予定である。少年事件の特質や刑事手続におけるウェブ会議の活用の在り方も踏まえて、適切な活用に向けた検討を進めていく必要がある。

## 2 組を単位とした執務態勢を基盤に質の高い判断に資する調査事務を実践する取組

本取組は、家裁調査官の執務の基本単位である組に配てんされた事件について、組の家裁調査官全員の経験や能力を活用し、調査事務の質を確保・向上させることを目指しており、各府において、組という単位を生かして調査事務の質の確保・向上を図る取組（事件情報の共有、調査の方針等の協議、アウトプットの検討、柔軟な役割分担など）が行われている。

本取組の更なる定着と確実な実践のためには、首次席家裁調査官等が、質的観点と量的観点の両面から実情や課題を把握し、主任家裁調査官に対し、適時適切に指導や支援を行う必要があり、引き続きこれらの取組を進めている。

## 第6 家裁の裁判官の役割等

### 1 家裁の裁判官の役割

家裁の裁判官には、個々の事件を適切に処理することはもとより、書記官のほか、家裁調査官、調停委員、参与員等の多様な職種に対するリーダーシップを発揮して、各職種の専門性や強みを生かしつつ、これらを統括し、組織としての家裁の運営にも積極的に関与する役割が求められる。すなわち、裁判官は、まず何よりも、個々の事件の処理において主体的に各職種をリードする姿勢で取り組むことが必要であり、そのためには、事件の内容や特色を早期に的確に把握して審理方針と見通しを立てることが求

められ、このことは、地方裁判所等で事件処理をする場合と異なるところはない。書記官に対しては、進行管理上の留意点や法的調査の在り方等について適切な指示を与えるとともに、家裁調査官に対しても、適時適切に調査命令を発し、的確に調査の要点を伝え、調査の進行中も常にその動向に配意し、中間的な口頭報告を求めるばかりでなく主体的にケースカンファレンスを求めていくことなどが必要と考えられる。

家事調停事件においてリーダーシップを發揮するためには、裁判官が実質的かつ効果的に関与することが必要であり、例えば、調停委員の指定や調停期日の指定についても意を用いるほか、解決方針の策定やそれに基づく合意形成に向けた働き掛けを行うために、評議を積極的に行ったり、必要に応じて調停期日への立会いを行ったりするなど、調停委員任せにすることなく、他方で、調停委員にその役割を十分に果たさせることにも配慮しながら、手続の主宰者として調停運営を中心となって進めていくことが重要である。

また、裁判官には、個々の事件処理の面にとどまらず、司法行政的な側面でも、庁としての事件処理態勢の整備改善や関係機関との連携の強化に主体的に取り組み、さらに、人間関係の面でも、信頼関係を築き連携を円滑に行えるよう組織の一体化を図っていくことも求められる。

例えば、新規立法や法改正に伴う事件処理態勢の構築、家事調停の運営改善の取組など庁としての運用改善の検討、事件処理要領の改定、事件の類型に応じた細則策定の要否の検討、手続選別（インテーク）基準の見直し、庁全体という視点から見た効果的な家裁調査官の活用の在り方の検討、長期未済事件の処理方針の策定、少年や保護者に対する保護的措置（教育的措置）の在り方の検討、デジタル化を契機とした事務改善・合理化の検討など、各種事件処理の在り方に対する各職種の共通認識を深めるため、また、各職種の力を結集して庁全体としての事件処理の質の更なる向上に向けて、他の職種を交えた庁内の検討を主導することが求められる。また、対外的にも、福祉機関、捜査機関、執行機関などの関係機関との協議会の運営などにも中心となって積極的に関与することが望まれる。

## 2 家裁の裁判官の執務支援

家裁の裁判官は、前記1のように、組織的な課題や司法行政的な課題にリーダーシップを發揮して取り組む必要があるほか、個々の事件処理においても、①多種多様な事件を同時並行的に扱う、②手続面・判断面の裁量の幅が大きい一方で、一般的な事件処理のプロセスや判断の在り方の共有・伝承がなされていない、③家裁は地裁と比較して小規模庁が多く、相談相手となる裁判官が庁内にいない場合が少なくない、といった特徴があり、

こうした事情が裁判官の負担感の原因となっているものと考えられる。

そのため、家庭局では、全国の家裁の上席及び部総括をオンラインでつなぎ、各庁の組織的・施策的課題や事件処理上の悩みについて自由かつ主体的に意見交換を行うことのできる仕組みを令和3年度に確立し、全国の家裁上席等の間で、家裁の裁判官に期待される多様かつ重要な役割をどのように果たすのかといった点について、自発的かつ活発な議論が行われている。また、令和5年10月に全職員に導入されたマイクロソフト・チームズを利用して、全国の家裁裁判官の間で、自主的に事件処理上の悩み等に関する情報交換が行われている。更に、現在、手続面・判断面の裁量の幅が大きいため裁判官の負担となっている事件類型について、家裁経験の豊富な数名の裁判官のチームにおいて、事件処理の在り方やノウハウ等を整理し、全国的に共有する試みも行われている。

以上

## 裁判所職員総合研修所の概要

### 1 裁判所職員総合研修所について

裁判所職員総合研修所（総研）は、各職種の専門性及び職員全般の執務能力を向上させるとともに、職種・部署間の理解と連携・協働を図ることを目的として、平成16年4月に、裁判所書記官研修所と家庭裁判所調査官研修所が統合する形で創立され、令和6年4月1日に創立20周年を迎えました。

裁判所書記官及び家庭裁判所調査官の養成課程においては、現在までに、約6,500人以上の養成課程修了者を、裁判所書記官又は家庭裁判所調査官として各地の裁判所に送り出しているほか、裁判官以外の各職種及び職員階層別の研修を実施し、また、裁判所書記官及び家庭裁判所調査官の事務について、各種研究を企画し、実施しています。

### 2 総研における研修実施の基本的な考え方と近時の取組

デジタル化の進展等の社会経済情勢の変化や価値観の多様化、組織運営の適正確保の要請等、裁判所を取り巻く状況は、大きく、かつ、急速に変容しています。

特に、裁判手続のデジタル化を契機として裁判事務の在り方が大きく問われる中、裁判所書記官や家庭裁判所調査官を始めとする裁判所職員の執務のありようも大きく変容しようとしています。裁判所職員の研修・研究会についても、デジタル時代の「新しい裁判所」を担う職員の育成という観点を踏まえた継続的な検討が必要不可欠です。

そこで、総研では、①状況の変化に対応し、自律的に執務を遂行することができる職員の育成、②裁判官を含む各職種間での相互理解と連携・協働の強化、③社会経済情勢の変化や法令改正等への的確な対応、④各職場のOJTとの効果的な連携という各観点に重点を置いて、充実した研修・研究会の企画、実施に努めています。

これらの観点を踏まえて、研修・研究会では、各職種の専門性の基盤となる思

考力を強化し、その思考力を活用して状況の変化に適切に対応できるようにすることや、職種間で主体的に相互議論を行って連携・協働を実践する執務姿勢を養うことを目指しています。

また、裁判官と合同で研究することがふさわしいテーマについて司法研修所（司研）と合同で実施するほか、裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び裁判所事務官に共通するテーマについて総研の各研修部が合同で研修・研究会を実施しています。

その他、各職種共通の組織課題として、組織運営の適正確保や障害者等に対する配慮を含む人権意識の涵養等についても、引き続き効果的な研修・研究会の在り方を検討し、カリキュラム等に反映させていきたいと考えています。

### 3 養成課程及び研修・研究会

#### (1) 裁判所書記官

##### ア 養成課程

(ア) 令和6年6月1日現在の入所中の研修生の構成は、第一部第21期研修生232人、第二部第20期研修生（2年生）92人、第二部第21期研修生（1年生）127人となっています。

(イ) 養成課程においては、裁判所書記官として、事務の根拠と目的を考え、合理的な事務を追求するために、裁判官を始めとする関係職種と意見交換を行い、連携・協働しながら、事件処理に主体的・実質的に関与することができる基盤づくりを目指したカリキュラムを検討・実施しています。

この観点から、訴訟進行に応じて変化する裁判官の審理運営方針を理解・共有し、主体的に合理的な書記官事務を考えるということが体得できるよう、紛争解決に向けた事件の進行の中における個々の事務の法的意義や位置付けを意識して、当該事務の在り方を学修することに重点を置いています。具体的には、これまで、法律科目（民事訴訟法や刑事訴訟法）と実務科目（受付、送達、調書など）において、科目ごとに個別に授業を実

施していたものを、模擬の事件記録を利用し、事件の手続を進行させる中で、手続の各時点において関連する法律・実務を横断的に学修することにしています。

また、講義中心の学修方法を見直し、①課題を提示した上で、②研修生の個別検討やグループ討議等で主体的に検討させ、③その検討結果を発表し、講評を行うというアクティブラーニングの手法を取り入れています。

さらに、目前に迫りつつある裁判手続のデジタル化を踏まえ、裁判現場の裁判所書記官と同等な環境下において実務に即したより実践的な知識・技能を獲得することを目指して、研修生にはネット通信環境を備えたPCを一人に一台ずつ貸与しています。更に、今年度から所属庁での実務修習や裁判事務修習等において利用できるPCも整備し、学修環境のデジタル化を図っています。

以上のほか、書記官事務の整理の考え方を涵養するためのカリキュラム、裁判所のデジタル化や職種間の連携及び協働の在り方について検討する家庭裁判所調査官養成課程との合同カリキュラムなど、参加型、討論型の演習も実施しています。

#### イ 書記官ブラッシュアップ研修（中堅書記官）

書記官ブラッシュアップ研修は、「事務の法的根拠を確認し、その目的を見定め、常に合理的な事務を追求できる裁判所書記官」を育成していくため、裁判所書記官任官後5年以上の中堅書記官を対象として、全国共通のカリキュラムで行われる唯一の高裁委嘱研修です。この研修では、①書記官事務の整理の考え方に基づき、問題を発見し、それを解決する能力の向上を図ること、②中堅書記官としての役割を意識し、組織的視点の涵養を図ることを意識したカリキュラムを実施しています。

#### ウ 実務研究会（主任書記官等）

民事、刑事、家事及び少年の各実務研究会は、一部を司研の研究会と合同

で実施し、裁判手続のデジタル化や書記官事務の考え方を踏まえた合理的な事務や裁判官及び家庭裁判所調査官等との連携・協働の在り方等について、裁判官及び家庭裁判所調査官を交えて研究及び討議等を行っています。これにより、研修参加者が、裁判官や家庭裁判所調査官等と連携・協働しつつ、的確な職務遂行を実現していくための視点を獲得すること等に重点を置いています。

## (2) 家庭裁判所調査官

### ア 養成課程

(ア) 令和6年6月1日現在の入所中の研修生の構成は、第20期研修生52人、第21期研修生54人となっています。

(イ) 養成課程では、家庭裁判所調査官の役割・機能を十全に發揮して事務を遂行するために、①基本的な法律知識・法的思考、行動科学の知見や技法を体系的に修得すること、②当該知識や知見等を裁判に役立てるための活用の在り方を常に考えること、③関係職種と連携・協働する意識や多角的な視点を持って組織的に事務を行う姿勢を身に付けることに重点を置いたカリキュラムを実施しています。特に、後期合同研修では、家庭裁判所調査官任官後の実践につながるようにするために、実務修習の多様な経験や学びを研修生間で共有しながら、その経験や学びを改めて理論的・体系的に整理・強化すること、事案の個別性、手続段階や状況の変化等を踏まえ、法律知識や行動科学の知見等をどのように活用して事務を遂行するかについて、主体的に考え、発信し、行動することなどを目指した学修を行っています。また、関係職種との連携・協働については、特に各職種の専門性を踏まえた相互の議論とその過程の重要性を意識し、主体的な情報発信を行うよう取り組んでいます。

また、裁判所のデジタル化を踏まえ、デジタル化による各職種の事務の在り方や職場における意見表明の重要性等についてグループ討議を行う機

会（裁判所書記官養成課程との合同カリキュラム）を設けるほか、できる限り実務に近い環境で修習が行えるよう、参考時に利用できるネット通信環境を備えたPCを一人に一台ずつ整備し、講義や報告書等作成演習で活用したり、面接技法演習においてウェブ調査のロールプレイを行う機会を設けるなどしています。

#### イ 中央研修

##### (1) 家庭裁判所調査官応用研修・特別研修（中堅家裁調査官以上）

家庭裁判所調査官の役割・機能を十全に發揮することを念頭に、行動科学の知見等を活用した事務の遂行の確保又は向上に向けて、自らの課題を明確化することを通じて、研さん意欲や実践力を一層向上させ、及び発展させることを主眼として、任官後、おおむね3年の実務経験を有する者を対象とする家庭裁判所調査官応用研修と、同研修終了後、更におおむね2年以上の実務経験を有する者で応募のあった者を対象とする家庭裁判所調査官特別研修を実施しています。

いずれの研修も、より良い裁判の実現に役立つ質の高い事務を遂行するために行動科学の知見等を効果的に活用するための視点の獲得、関係職種との相互議論の重要性の意識付けの強化に重点を置き、専門性の更なる向上を図るとともに、OJTとの効果的な連携にも重点を置いています。

##### (2) 実務研究会（主任家庭裁判所調査官等）

各種実務研究会（家事・少年）は、一部を司研の研究会と合同して実施し、家庭裁判所調査官の役割・機能を十全に發揮し、より良い裁判を実現するために、裁判官及び裁判所書記官と共同討議を実施するなどして、関係職種の連携・協働の強化を図りながら、的確な職務遂行を実現していくための視点の獲得等に重点を置いたカリキュラムを実施しています。

##### (3) 裁判所事務官

総務・人事・会計の各分野の係長・専門職を対象とする研修において、裁判

所・担当事務をめぐる諸課題や専門的知識に関する講義等とともに、上司や関係部署との連携・協働を踏まえた円滑かつ適切な係運営の在り方、その他係の運営のために重要となる視点や考え方（事務の合理化、効率化、働き方改革、係員への指導・助言等）、係員への効果的な働き掛けの方法等について、共同討議を行っています。

また、専任事務官の専門性の付与や活用等に向けた研修の在り方について、専任事務官の兼務教官の知見を生かして検討を行っており、令和5年度から、主任及び調査員に昇任した職員を対象に、求められる役割を正確に理解させ、その役割を果たすために必要な資質・能力の向上を図ることを目的とした新任主任・調査員研修を実施し、本年度から、新たに訟廷の管理係長に任命された専任事務官を対象として訟廷管理係長研修を実施したところです。

#### (4) 職種横断的な研修

##### ア 管理者及び中間管理者

管理者に対しては、組織が直面する課題の認識を共有するとともに、施策の推進役として組織全体をリードしていくための視点の獲得をねらいとする研究会を、中間管理者に対しては、職種間・部署間連携や、効果的な人材育成を進める上で意識すべき視点の獲得を狙いとする研修を、それぞれの階層に応じて実施しています。

いずれにおいても、裁判所のデジタル化や組織見直し等の施策に関する講義や共同討議等を通じて、様々な気付きを与え、それぞれの役割を明確に意識させて自己研さんの動機付けを図ることを主眼としたカリキュラムで構成しています。

##### イ 新採用職員から新任係長まで

職員階層やポストに応じて求められる役割等を果たすことができるよう、高裁又は各庁に委嘱して、新採用職員を対象としたフレッシュセミナーから新任係長研修まで個々の職員の担当業務を問わず階層別の研修を組んでいま

す。

#### ウ 高年齢層の職員

令和5年度から段階的な定年年齢の引上げが始まったことを踏まえ、高年齢層の職員が、引き続きその能力・経験を十分に生かして職務を遂行できるよう、意識啓発を行い、今後の自分の職務について考える契機とすることを目的として、当該年度中に56歳に達する職員（医（一）職員を除く。）に対し、トータルキャリア研修を実施しています。

### 4 研究

第一研究室では、令和6年度の書記官実務研究として、「少年事件における書記官事務の研究」をテーマとする研究を行っています。これまで、1年間の研究期間を通じて研究場所を総研としていましたが、研究員のワーク・ライフ・バランスにも配慮し、今年度から、研究期間の一部において所属庁にて研究することも可能とする取組を進めています。

第二研究室では、令和6年度の家庭裁判所調査官実務研究（指定研究）として、「試行的面会交流調査の効果的な活用について（仮題）」をテーマとする研究を行っています。

### 5 総研の今後の取組と情報発信

#### （1）今後の取組

##### ア リモート形式の活用等による一層効果的な研修・研究会の実施

研修の目的や内容等に照らして、リモート形式、収集形式等の手法の長所を生かしつつ、それらを適切に組み合わせることによって、研修効果を一層高めるとともに、実施コストの軽減も考慮し、引き続き、効果的な研修・研究会の企画・実施に取り組んでいきたいと考えています。

##### イ 研修とOJTとの連携・強化

人材育成においては、日常の職務遂行の過程を通じて職員の能力伸長を図るOJTが極めて重要であり、総研においても、効果的な人材育成を行うた

め、リモート形式を活用するなどして、これまで総研が取り組んできた研修・研究会とOJTとの連携強化を一層進めていきたいと考えています（一例として、令和5年度の一部の研修・研究会では、研修終了後ある程度の期間を置いて、研修参加者が研修で得た学びを各自の執務においてどのように活用したかなどの実践結果に関する意見交換等（研修終了後のフォローアップ）をリモート形式で行いました。）。

また、研修・研究会とOJTとの連携を強化し、研修の実効性を高めていく上では、各庁の幹部職員のほか、裁判官の理解と協力を得ていくことが重要であると考え、令和5年度に、裁判官向けに総研が実施している研修の内容や狙い、研修・研究会とOJTの連携等について説明する資料を配布しました。

## (2) 総研の情報発信について

令和5年10月にリリースした「総研コンテンツ（So-Lab：ソウラボ）」では、実務研究会の結果要旨、中央研修や養成課程の状況、各種文献情報等のほか、実務講義案や動画コンテンツ等を逐次に更新して掲載しています。

また、執務に役立つコンテンツとして、少年実務を担当する職員向けに「少年実務を担当されるあなたへ」を立ち上げ、少年オンデマンド教材を提供したり、各職場での研修やOJTの場面で役立つ知識やスキルに関してコンパクトにまとめた動画コンテンツ「4分以内」（よんぶんいない）を継続的に発信しています。更に、本年度は、総研創立20周年に寄せて特集号も掲載しています。

このほか、総研が刊行する裁判所書記官の研究論文を掲載した「書記官実務研究報告書」、家庭裁判所調査官の研究論文を掲載した「家裁調査官研究紀要」についても、広く執務に役立ててもらうために、「総研ライブラリ」に掲載し、職員の業務遂行への支援を行っています。

今後の情報発信の在り方については、裁判所のデジタル化の進展を踏まえ、

より各職場における執務に更に役立つものになるよう、内容の充実とアクセスの向上を図っていきたいと考えています。

## 参考資料

### 目 錄

- ・参考資料1 令和6年度研修実施計画
- ・参考資料2 令和6年度研修実施計画・令和5年度研修実施状況一覧表  
※参考資料1を令和5年度と比較しつつ一覧表の形に整理したもの
- ・参考資料3－1 令和6年度裁判所職員（裁判官以外）研修のイメージ  
※令和6年度の総研の研修の体系の全体像を、対象者の観点から整理して図示したもの
- ・参考資料3－2 令和6年度裁判所職員（裁判官以外）研修のイメージ  
※総研の研修の体系の全体像を、研修の目的の観点から整理して図示したもの

## 令和6年度研修実施計画

裁判所職員総合研修所

## 目 次

第1 研修 .....	1
1 中央研修 .....	1
2 高裁委嘱研修 .....	7
3 各庁委嘱研修 .....	9
4 研究 .....	10
5 委託研修 .....	11
6 自庁研修 .....	11
第2 協議会 .....	11
第3 養成 .....	12
1 裁判所書記官養成課程 .....	12
2 家庭裁判所調査官養成課程 .....	12

※期間は、休日を除く実日数を記載している。

※このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

※リモートにより実施予定の研修は、実施時期に「(リモート)」と記載している。

## 第1 研修

### 1 中央研修

#### (1) 業務内容に応じた専門性・能力の向上等を目的とした研修

##### ア 裁判事務に関するもの

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
1	家事実務研究会 ※司研合同	家事事件の運用上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な審理、判断に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	6. 11. 6(水) ～11. 8(金) (リモート)	3日	約 100	家裁で家事事件を担当する書記官、家裁調査官
2	少年実務研究会 ※司研合同	少年事件の運用上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な審理、判断に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	6. 9. 11(水) ～9. 13(金) (リモート)	3日	約 100	家裁で少年事件を担当する書記官、家裁調査官
3	民事実務研究会 ※司研合同 を検討中	民事事件の運用上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な審理、判断に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	6. 6. 17(月) ～6. 18(火) (リモート)	2日	約50	
	第2回			6. 10. 7(月) (リモート)	1日	約50	
	第3回			6. 12. 6(金) (リモート)	1日	約50	高・地・簡裁で民事事件を担当する書記官
	第4回			7. 2. 21(金) (リモート)	1日	約50	
4	刑事実務研究会 ※司研合同	刑事案件の運用上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な審理、判断に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	6. 6. 17(月) ～6. 18(火) (リモート)	2日	約60	高・地・簡裁で刑事事件を担当する書記官
5	家事特別研究会 ※司研合同	後見関係事件等の運用上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な審理、判断に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	6. 10. 2(水) ～10. 3(木) (リモート)	2日	約50	家裁で後見関係事件を担当する書記官

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人 員	対 象 者
6	家庭裁判所 調査官 特別研修	第1回	裁判所職員 総合研修所	6. 10. 15(火) ～10. 17(木) (リモート)	3日	約50	
		第2回		6. 11. 27(水) ～11. 29(金)	3日	約40	家庭裁判所調査 官実務研修又は 令和3年度以前 の家庭裁判所調 査官応用研修を 終了した者
		第3回		7. 1. 22(水) ～ 1. 24(金)	3日	約40	
7	家庭裁判所調査官 応用研修	専門的知識及び技能を 応用して、複雑困難な 事件についても円滑な 調査事務の遂行を確保 できる能力の向上を図 る。	裁判所職員 総合研修所	6. 7. 2(火) ～ 7. 5(金)	4日	未定	家裁調査官任官 後、3年以上経 過した者のうち 家庭裁判所調査 官実務研修又は 家庭裁判所調査 官応用研修を終 了していないも の
8	速記官中央研修	裁判所が当面する諸問 題に関する理解を更に 深めさせるとともに、 裁判部の一員としての 職務意識の高揚を図 る。	裁判所職員 総合研修所	6. 6. 26(水) ～ 6. 27(木)	2日	約20	速記官（速記管 理官及び速記副 管理官を除く。）
9	総括執行官研究会	総括執行官の職務等に ついて知識を付与する とともに、研究、討議 等を行うことにより、 総括執行官の役割や執 行官室の運営等につい ての認識を深めさせ、 総括執行官としての識 見をかん養する。	裁判所職員 総合研修所	6. 7. 2(火) ～ 7. 4(木) (※リモート の可能性あ り)	3日	約20	総括執行官
10	執行官実務研究会	社会の変化に的確に対 応できる事務処理能 力を身につけるととも に、前例のない特殊困 難な事案等に対応でき る知識や論理的思考力 を養う。	裁判所職員 総合研修所	7. 2. 26(水) ～ 2. 28(金) (※リモート の可能性あ り)	3日	未定	執行官
11	新任執行官研修	職務遂行に必要な知識 を付与することによ り、執務能力の向上と 職務意識の高揚を図 る。	裁判所職員 総合研修所	6. 5. 21(火) ～ 5. 24(金)	4日	未定	令和5年4月2 日以後に執行官 に任命された者 又は執行官事務 取扱書記官に指 定された者

イ 事務局事務に関するもの

(ア) 管理職員及び中間管理職員を対象者とするもの

番号	名 称	目的	実施場所	実 施 時 期	期間	人 員	対 象 者
12	研修指導研究会	第1回	裁判所職員総合研修所	6. 5. 29(水) ～ 5. 31(金)	3日	約40	次席書記官、総括主任書記官、主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、次席家裁調査官、主任家裁調査官、総括企画官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、専門官
		第2回		6. 12. 2(月) ～12. 4(水) (リモート)	3日	約50	

(イ) 中間管理職員を対象者とするもの

番号	名 称	目的	実施場所	実 施 時 期	期間	人 員	対 象 者
13	実務指導研究会	民事	裁判所職員総合研修所	①6. 5. 9(木) (リモート) ②6. 5. 15(水)	2日	約50	書記官プラッシュアップ研修の講師となる予定の者
		刑事		①6. 5. 9(木) (リモート) ②6. 5. 16(木)	2日	約50	
		家事		①6. 5. 9(木) (リモート) ②6. 5. 16(木)	2日	約40	
14	情報セキュリティ研修	各府において、情報セキュリティインシデント対応の責任者や職員の情報セキュリティリテラシー向上の旗振り役を担う管理職員に対し、専門知識や最新の知見を習得させる。また、事例検討などを通じて、実際に情報セキュリティ事故が発生した場合の対処能力等の向上を図り、情報セキュリティ事項を未然に防止するための方策の立案・実施に向けて考える力を身に付けさせる。	裁判所職員総合研修所	6. 11. 20(水) (リモート)	1日	約60 ～80	[REDACTED] の事務を補助する者（管理職以上の者）

(ウ) 管理職員以外の職員を対象者とするもの

番号	名 称	目的	実施場所	実 施 時 期	期間	人 員	対 象 者
15	係 長 等 (総務担当) 研 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	①6. 9. 25(水) (リモート) ②6. 10. 3(木) ～10. 4(金)	3日	約50	高・地・家裁本庁の総務事務を担当する係長、専門職

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
16	係長等 (人事担当) 研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	6. 10. 15(火) ～10. 17(木)	3日	約70	高・地・家裁本庁の人事事務を担当する係長、専門職
17	係長等 (会計担当) 研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	①6. 11. 12(火) ～11. 13(水) (リモート) ②6. 11. 18(月) ～11. 19(火)	4日	約60	高・地・家裁本庁の会計事務を担当する係長、専門職又は営繕専門職(最高裁を含む。)
18	研修事務担当者 研修	研修の企画、実施等に必要な知識及び技能を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図り、もって高裁委嘱研修、各庁委嘱研修及び自府研修の充実を図る。	裁判所職員総合研修所	6. 6. 12(水) ～ 6. 13(木)	2日	約40	研修事務を担当する高・地・家裁の係長、専門職、主任
19	情報処理 研修	第1回 情報化の推進に向けて、職員全体のレベルアップを図るために指導的役割を果たす者を広く養成する。  第2回	裁判所職員総合研修所	6. 9. 19(木) (リモート)  6. 9. 20(金) (リモート)	各1日	約100 約100	情報化の推進に指導的役割を果たすことが期待される行(一)職員(家裁調査官を除く。)

#### ウ 管理業務に関するもの

##### (ア)管理職員を対象者とするもの

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
20	首席書記官研究会	第1回 首席書記官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	6. 9. 17(火) (リモート)	1日	約150	地・家・簡裁の首席書記官(全員)
		第2回		6. 9. 30(月)	1日	約30	地・家・簡裁の首席書記官
21	首席家庭裁判所調査研究会	第1回 首席家裁調査官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	6. 9. 2(月) ～ 9. 3(火) (リモート)	2日	8	高裁所在地の首席家裁調査官
		第2回		①6. 9. 17(火) (リモート) ②6. 11. 12(火) ～11. 13(水)	3日	約50	首席家裁調査官(全員)
22	事務局長研究会	第1回 事務局長として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	①6. 9. 17(火) (リモート) ②7. 1. 31(金) (リモート)	2日	約100	地・家裁の事務局長(全員)
		第2回		7. 2. 14(金)	1日	約24	地・家裁の事務局長

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
23	管 理 者 研 究 会 (組織運営) ※ 司 研 合 同	支部運営を始めとする組織運営に関する研究及び討議を行うことにより、幹部職員としての管理能力の向上と意識の高揚を図る。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	①6. 5. 21(火) (リモート) ②6. 6. 6(木) ～ 6. 7(金)	3日	未定	次席書記官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官(次席家裁調査官の経験がある者)、次長
24	次席書記官研究会	次席書記官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	①6. 7. 9(火) (リモート) ②6. 11. 26(火) (リモート)	2日	未定	地・家・簡裁の次席書記官(地裁の次席書記官の併任を受けている簡裁の首席書記官を含む。)
25	次 席 家庭裁判所調査官等 研 究 会	次席家裁調査官又は総括主任家裁調査官として必要な指導監督に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	①6. 9. 9(月) (リモート) ②6. 9. 19(木) ～ 9. 20(金) (リモート)	3日	未定	次席家裁調査官、総括主任家裁調査官
26	管 理 者 研 究 会	幹部職員として、その職務を遂行するために必要な広い視野と高い識見を習得させるとともに、当面する諸問題の研究及び討議を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	①6. 4. 16(火) ～ 4. 18(木) (リモート) ②6. 4. 22(月) ～ 4. 23(火)	5日	未定	新たに局長(高裁を除く。)、次長、事務部長、首席書記官、次席書記官、総括主任書記官、首席家裁調査官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官、首席技官(最高裁)、次席技官(最高裁)等に任命された者

(イ) 中間管理職員を対象者とするもの

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
27	中間管理者研修Ⅰ	第1回	裁判所職員総合研修所	①6. 9. 5(木) ～9. 6(金) (リモート) ②6. 10. 8(火) ～10. 9(水)	各4日	約80	昇任後おおむね7年未満の主任書記官若しくは主任家裁調査官、速記管理官、速記副管理官、課長補佐、専門官、班長又は主任技官の職にある者
		第2回		①6. 9. 5(木) ～9. 6(金) (リモート) ②6. 10. 10(木) ～10. 11(金)			
		第3回		①7. 1. 15(水) ～1. 16(木) (リモート) ②7. 2. 4(火) ～2. 5(水)			
		第4回		①7. 1. 15(水) ～1. 16(木) (リモート) ②7. 2. 6(木) ～2. 7(金)			
28	中間管理者研修Ⅱ	第1回	裁判所職員総合研修所	①6. 10. 22(火) (リモート) ②6. 10. 24(木) ～10. 25(金)	各3日	未定	訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、課長、文書企画官、企画官、首席技官、營繕企画官（最高裁）又は昇任後おおむね7年以上経過した主任書記官若しくは主任家裁調査官の職にある者
		第2回		①6. 10. 22(火) (リモート) ②6. 10. 28(月) ～10. 29(火)			
29	主任家庭裁判所調査官研修	主任家裁調査官として必要な指導監督能力の向上及び管理者意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	6. 6. 24(月) ～6. 26(水) (リモート)	3日	未定	主任家裁調査官

(2) 階層に応じた資質・能力の向上等を目的とした研修

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
30	総合職採用職員初任研修	将来の幹部職員の候補者としての自覚を促し、職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	6. 4. 4(木) ～4. 8(月)	3日	未定	令和5年度裁判所職員採用総合職試験の合格者で、新たに採用されたもの

(3) その他

番号	名 称	目的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
31	C A 研修 実務試験	書記官の執務に必要な学識及び実務知識並びに職務遂行能力の有無を判定する。	裁判所職員 総合研修所	6. 6.24(月) ～ 7.12(金)	15日	未定	裁判所書記官任用試験の第2次試験に合格した者
			実務研修 実施庁	6. 7.16(火) ～ 8.16(金)	23日		
			裁判所職員 総合研修所	6. 8.19(月) ～ 9. 6(金)	15日		

2 高裁委嘱研修

(1) 業務内容に応じた専門性・能力の向上等を目的とした研修

ア 裁判事務に関するもの

番号	名 称	目的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
32	書記官 プラッシュアップ研修	中堅書記官に求められる思考力・表現力等を執務で十分に發揮できるよう、基本的資質・能力を磨き、執務の質の向上につなげる契機とする。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所等	7月から9月 までの間で実施機関が適宜 決 定	5日	未定	書記官任用資格 取得後5年以上 の者（中間管理者以上の者を除く。）
33	家庭裁判所調査官 実務研究会	家庭事件の調査上の諸問題について研究及び討議を行うことにより、調査実務の充実及び改善に寄与させる。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所等	実施機関が 適宜決 定	3日	未定	主任家裁調査官、家裁調査官

イ 事務局事務に関するもの

番号	名 称	目的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
34	次席 家庭裁判所調査官等 実務研究会	高等裁判所で実施する委嘱研修及び高裁ブロック研修の運営等について研究及び討議を行うことにより、研修等の充実及び改善に寄与させる。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所等	実施機関が 適宜決 定	1日	未定	次席家裁調査官、総括主任家裁調査官

ウ 裁判事務及び事務局事務に関するもの

番号	名 称	目的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
35	事務官専門研修	総務、人事、会計及び裁判部の各分野について、その事務を処理するために必要な専門的知識及び技能を付与することにより、中核的役割を果たしている事務官の執務能力の向上を図る。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所等	実施機関が 適宜決 定	2～ 3日	未定	採用後7年以上 の行（一）事務官（専門官以上の職にある者を除く。）又は營繕専門職（最高裁を含む。）

**工 管理業務に関するもの**

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
36	新任中間管理者研修	職務遂行に必要な管理能力及び管理技法を付与することにより、中間管理者としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	実施機関が適宜決定	5日※1	未定	新たに主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、主任家裁調査官、速記管理官、速記副管理官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、首席技官、班長(最高裁)、主任技官(最高裁を含む。)、地裁本庁所在地にある検審局長等に任命された者

**(2) 階層に応じた資質・能力の向上等を目的とした研修**

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
37	新任係長研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより係長としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	実施機関が適宜決定	3日※1	未定	新たに係長に任命された者又は營繕専門職(最高裁を含む。)
38	新任主任・調査員研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより、主任・調査員としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	実施機関が適宜決定	3日※1	未定	新たに主任・調査員に任命された事務官及びそれと同等の者又は營繕専門職
39	ジャンプアップ研修	職務での問題点の発見と改善等について研究及び討議を行うことにより、仕事の進め方にに関する基本的な能力を向上させ、中堅事務官としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	実施機関が適宜決定	3日※1	未定	採用後7年以上10年未満の行 (一)事務官(係長、専門職以上の職にある者及び書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者を除く。)、行(一)技官
40	ステップアップ研修	本格的なジョブローテーションが始まる前にその意義を理解させ、動機付けを行うとともに、職務遂行能力の向上を図り、事務局事務等の一般的な知識を付与する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定※2	3日※1	未定	採用3年目の行 (一)事務官、行(一)技官

※1 実施機関がその実情に応じて短縮することも可とする。

※2 実施機関がその実情に応じて適宜決定することも可とする。

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
41	事務官法律研修	通信研修及び面接研修を通じて基礎的な法學教育を行うことにより、資質及び事務処理能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	通信研修 実施機関が適宜決定  面接研修 実施機関が適宜決定	9~11日	未定	採用後1年以上の行(一)事務官(書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者、総合職(1種、上級)試験合格者等を除く。)
42	新採用職員研修	国民全体の奉仕者としての使命を自覚させるとともに裁判所職員として必要な基礎的知識を付与し、裁判所職員にふさわしい心構えをかん養する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	実施機関が適宜決定	4日	未定	新たに採用された職員(総合職採用職員を除く。)

(3) その他

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
43	トータルキャリア研修	高年齢層の職員が、定年引上げ後も引き続きその能力・経験を十分に生かして職務を遂行できるよう、意識啓発を行い、今後の自分の職務について考える契機とする。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	実施機関が適宜決定	1日	未定	当該年度中に56歳に達する職員(医(一)職員を除く。)

3 各庁委嘱研修

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
44	フォローアップセミナー	裁判所職員として必要な基礎的知識を確認させ、幅広い視野で職務を遂行する姿勢をかん養する。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	①2月から3月までの間で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	3日 ※1	未定	採用後1年程度を経過した行(一)事務官、行(一)技官
45	フレッシュセミナー	職員として当面必要な知識を付与し、職場への円滑な定着を図る。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	採用後勤務初日及び2日目	2日 ※1	未定	新たに採用された職員

※1 実施機関がその実情に応じて短縮することも可とする。

#### 4 研究

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
46	合 同 実 務 研 究	異なる職種の職員に裁判所の職種間の連携、協働に関する研究を共同してさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	研究員が所属する裁判所	6. 9 ～ 7. 3	7月	未定	書記官、家裁調査官等
47	書 記 官 実 務 研 究	書記官実務における諸問題について、体系的かつ実証的な研究をさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	裁判所職員総合研修所	6. 4 ～ 7. 3	1年	2	書記官
48	家庭裁判所調査官実務研究 (指 定 研 究)	家庭事件調査実務に必要な理論及び技法に関する実証的研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	研究員が所属する家庭裁判所 及び 裁判所職員総合研修所	6. 4 ～ 7. 3	1年	6	家庭裁判所調査官実務研修又は令和3年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
	同 上 (個 人 及 び 共 同 研 究)		研究員が所属する家庭裁判所	6. 7 ～ 7. 3	8月	未定	(個人研究) 家庭裁判所調査官実務研修又は令和5年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者 (共同研究) 家裁調査官
49	家庭裁判所調査官関係機関特別研究 (家事及び少年関係機関についての研究)	関係機関における業務の実際にに関する研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	派遣先 関係機関 及び 研究員が所属する家庭裁判所	6. 7 ～ 7. 3	8月	未定	家庭裁判所調査官実務研修又は令和5年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
	同 上 (心身の鑑別についての研究)		矯正研修所 及び 研究員が所属する家庭裁判所	7. 2 ～ 3	1月	3	家庭裁判所調査官実務研修又は令和3年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
	同 上 (更生保護についての研究)		法務総合研究所及び 研究員が所属する家庭裁判所	7. 2 ～ 3	1月	3	家庭裁判所調査官実務研修又は令和5年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者

## 5 委託研修

番号	委託庁	名 称	人員
50	人 事 院	行政研修（課長補佐級）	未定
51	財 务 省	会計事務職員研修	未定
52		会計事務職員契約管理研修	
53		予算編成支援システム研修	
54		予算担当職員初任者研修	
55		決算書作成システム研修	
56		会計監査事務職員研修	
57	国 税 庁	税務大学校本科特別研修	未定
58	デ ジ タ ル 庁	情報システム統一研修	未定

## 6 自庁研修

番号	名 称	目的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
59	高裁ブロック研修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。		実施機関が適宜決定			高裁管内に勤務する職員
60	自 庁 研 修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。		実施機関が適宜決定			最高裁、高地家簡裁に勤務する職員

## 第2 協議会

番号	名 称	目的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
61	研修計画協議会	研修実施計画及び研修運営上の諸問題について協議する。	裁判所職員総合研修所	7. 1. 9(木) (リモート)	1 日	約30	高裁の次長、首席書記官、高裁所在地の首席家裁調査官（全員）

### 第3 養成

#### 1 裁判所書記官養成課程

番号	部	期	実施時期等	期間	人員	対象者
62	第一 部	21 期	6. 4. 1(月) 入所 4. 1(月)~ 予修期修習 5. 7(火) 入所式 5. 7(火)~ 第1期研修 7. 16(火)~ 実務修習 10. 1(火)~ 第2期研修 7. 3. 25(火) 修了	1年	約 231	第一部入所試験合格者で、最高裁が指名したもの
63	第二 部	第 20 期 (2年生)	5. 4. 1(土) 入所 4. 3(月)~ 予修期修習 5. 8(月) 入所式 5. 8(月)~ 裁判事務修習 10. 16(月)~ 第1期研修 6. 4. 1(月)~ 第2期研修 7. 16(火)~ 実務修習 10. 1(火)~ 第3期研修 7. 3. 25(火) 修了	2年	93	第二部入所試験合格者で、最高裁が指名したもの
		第 21 期 (1年生)	6. 4. 1(月) 入所 4. 1(月)~ 予修期修習 5. 7(火) 入所式 5. 7(火)~ 裁判事務修習 10. 15(火)~ 第1期研修 7. 4. 1(火)~ 第2期研修 7. 下旬 ~ 実務修習 10. 上旬 ~ 第3期研修 8. 3. 下旬 修了	2年	約 128	

#### 2 家庭裁判所調査官養成課程

番号	期	実施時期等	期間	人員	対象者
64	第 20 期	5. 4. 1(土) 入所 4. 3(月)~ 実務修習(予修期) 5. 8(月) 入所式 5. 8(月)~ 前期合同研修 7. 18(火)~ 実務修習 6. 9. 17(火)~ 後期合同研修 7. 3. 25(火) 修了	2年	53	令和5年度採用の家裁調査官補で、最高裁が指名したものの
65	第 21 期	6. 4. 1(月) 入所 4. 1(月)~ 実務修習(予修期) (4. 4~8を除く。) 5. 7(火) 入所式 5. 7(火)~ 前期合同研修 7. 16(火)~ 実務修習 7. 9. 中旬 ~ 後期合同研修 8. 3. 下旬 修了	2年	約54	令和6年度採用の家裁調査官補で、最高裁が指名したものの

## 令和6年度研修実施計画・令和5年度研修実施状況一覧表

## 参考資料2

\*研修名の頭に付した記号は、◎は中央研修、○は高裁委嘱、△は各府委嘱研修、●は自序研修を表す。

番号	令和6年度		期間	人員	令和5年度		備考
	研修名等	実施時期			実施時期	期間	
1	◎家事実務研究会(※)	[リ] 6.11.6(水)～11.8(金)	3	約100	[リ] 5.11.7(火)～11.9(木)	3	100
2	◎少年実務研究会(※)	[リ] 6.9.11(水)～9.13(金)	3	約100	[リ] 5.9.6(水)～9.8(金)	3	95
3	◎民事実務研究会	第1回 (※) [リ] 6.6.17(月)～6.18(火)	2	約50	[リ] 5.6.19(月)～6.20(火)	2	50
		第2回 [リ] 6.10.7(月)	各1	約50	[リ] 5.12.8(金)	1	52
		第3回 (※) [リ] 6.12.6(金)		約50	[リ] 6.2.26(月)	1	53
		第4回 (※) [リ] 7.2.21(金)		約50			
4	◎刑事実務研究会(※)	[リ] 6.6.17(月)～6.18(火)	2	約60	[リ] 5.6.19(月)～6.20(火)	2	50
5	◎家事特別研究会(※)	[リ] 6.10.2(水)～10.3(木)	2	約50	[リ] 5.10.4(水)～10.5(木)	2	49
6	◎家庭裁判所調査官特別研修	第1回 [リ] 6.10.15(火)～10.17(木)	各3	約50	5.10.16(月)～10.18(水)	各3	35
		第2回 6.11.27(水)～11.29(金)		約40	5.11.29(水)～12.1(金)		33
		第3回 7.1.22(水)～1.24(金)		約40	[リ] 6.1.24(水)～1.26(金)		47
7	◎家庭裁判所調査官応用研修	6.7.2(火)～7.5(金)	4	未定	5.7.4(火)～7.7(金)	4	35
8	◎速記官中央研修	6.6.26(水)～6.27(木)	2	約20	5.6.28(水)～6.29(木)	2	19
9	◎総括執行官研究会(☆)	6.7.2(火)～7.4(木) (※リモートの可能性あり)	3	約20			
10	◎執行官実務研究会	7.2.26(水)～2.28(金) (※リモートの可能性あり)	3	未定	6.2.28(水)～3.1(金)	3	19
11	◎新任執行官研修	6.5.21(火)～5.24(金)	4	未定	5.5.23(火)～5.26(金)	4	9
12	◎研修指導研究会	第1回 [リ] 6.5.29(水)～5.31(金)	各3	約40	5.5.31(水)～6.2(金)	各3	47
		第2回 [リ] 6.12.2(月)～12.4(水)		約50	[リ] 5.12.4(月)～12.6(水)		48
13	◎実務指導研究会	民事 [リ] 6.5.9(木) 6.5.15(水)	各2	約50	[リ] 5.5.11(木) 5.5.17(水)	各2	43
		刑事 [リ] 6.5.9(木) 6.5.16(木)		約50	[リ] 5.5.11(木) 5.5.18(木)		41
		家事 [リ] 6.5.9(木) 6.5.16(木)		約40	[リ] 5.5.11(木) 5.5.18(木)		18
14	◎情報セキュリティ研修	[リ] 6.11.20(水)	1	約60～80	[リ] 5.11.22(水)	1	80
15	◎係長等(総務担当)研修	[リ] 6.9.25(水) 6.10.3(木)～10.4(金)	3	約50	5.9.26(火)～9.28(木)	3	51
16	◎係長等(人事担当)研修	6.10.15(火)～10.17(木)	3	約70	5.10.18(水)～10.20(金)	3	51
17	◎係長等(会計担当)研修	[リ] 6.11.12(火)～11.13(水) 6.11.18(月)～11.19(火)	4	約60	5.11.14(火)～11.17(金)	4	58
18	◎研修事務担当者研修	6.6.12(水)～6.13(木)	2	約40	5.6.14(水)～6.15(木)	2	38
19	◎情報処理研修	第1回 [リ] 6.9.19(木)	各1	約100	[リ] 5.5.19(金) [リ] 5.5.29(月)	各2	59
		第2回 [リ] 6.9.20(金)		約100	[リ] 5.5.19(金) [リ] 5.5.30(火)		59
◎訟庭管理係長研修(計画外)		6.5.17(金)	1	20			
20	◎首席書記官研究会	第1回 [リ] 6.9.17(火)	各1	約150	[リ] 5.9.19(火)	各1	[全]
		第2回 6.9.30(月)		約30	5.10.2(月)		30
21	◎首席家庭裁判所調査官研究会	第1回 [リ] 6.9.2(月)～9.3(火)	2	8	5.8.31(木)～9.1(金)	各2	8
		第2回 [リ] 6.9.17(火) 6.11.12(火)～11.13(水)	3	約50	5.11.13(月)～11.14(火)		[全] [リ] 5.9.19(火)を追加
22	◎事務局長研究会	第1回 [リ] 6.9.17(火) [リ] 7.1.31(金)	2	約100	[リ] 6.2.2(金)	各1	[全] [リ] 5.9.19(火)を追加
		第2回 7.2.14(金)	1	約24	6.2.16(金)		24
23	◎管理者研究会(組織運営)(※)	[リ] 6.5.21(火) 6.6.6(木)～6.7(金)	3	未定	[リ] 5.5.23(火) 5.6.8(木)～6.9(金)	3	57
24	◎次席書記官研究会	[リ] 6.7.9(火) [リ] 6.11.26(火)	2	未定	[リ] 5.11.27(月)～11.28(火)	2	51
25	◎次席家庭裁判所調査官等研究会	[リ] 6.9.9(月) [リ] 6.9.19(木)～9.20(金)	3	未定	[リ] 5.9.11(月) [リ] 5.9.21(木)～9.22(金)	3	24
26	◎管理者研究会	[リ] 6.4.16(火)～4.18(木) 6.4.22(月)～4.23(火)	5	未定	[リ] 5.4.18(火)～4.20(木) 5.4.24(月)～4.25(火)	5	147
27	◎中間管理者研修Ⅰ	第1回 [リ] 6.9.5(木)～9.6(金) 6.10.8(火)～10.9(水)	各4	約80	[リ] 5.9.4(月)～9.5(火) 5.10.10(火)～10.11(水)	各4	78
		第2回 [リ] 6.9.5(木)～9.6(金) 6.10.10(木)～10.11(金)		約80	[リ] 5.9.4(月)～9.5(火) 5.10.12(木)～10.13(金)		80
		第3回 [リ] 7.1.15(木)～1.16(木) 7.2.4(火)～2.5(水)		約80	[リ] 6.1.17(水)～1.18(木) 6.2.6(火)～2.7(水)		78
		第4回 [リ] 7.1.15(木)～1.16(木) 7.2.6(木)～2.7(金)		約80	[リ] 6.1.17(水)～1.18(木) 6.2.8(木)～2.9(金)		76

令和6年度					令和5年度				
番号	研修名等		実施時期	期間	人員	実施時期	期間	人員	備考
28	◎中間管理者研修Ⅱ	第1回	[リ] 6.10.22(火) 6.10.24(木)~10.25(金)	各3	未定	[リ] 5.10.24(火) 5.10.26(木)~10.27(金)	各3	69	
		第2回	[リ] 6.10.22(火) 6.10.28(月)~10.29(火)		未定	[リ] 5.10.24(火) 5.10.30(月)~10.31(火)		70	
29	◎主任家庭裁判所調査官研修		[リ] 6.6.24(月)~6.26(水)	3	未定	[リ] 5.6.21(水)~6.23(金)	3	57	
	◎裁判部企画官任命前研修 (計画外)		未定	未定	未定	[リ] 6.3.21(木)	1	24	
30	◎総合職採用職員初任研修		6.4.4(木)~4.8(月)	3	未定	5.4.6(木)~4.10(月)	3	67	
31	◎CA研修実務試験	前期研修	6.6.24(月)~7.12(金)	15	未定	5.6.26(月)~7.14(金)	15	76	
		実務研修	6.7.16(火)~8.16(金)	23		5.7.18(火)~8.18(金)	23		
		後期研修	6.8.19(月)~9.6(金)	15		5.8.21(月)~9.8(金)	15		
32	○書記官ブッシュアップ研修		7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	5	未定	7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	5	336	
33	○家庭裁判所調査官実務研究会		実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	196	
34	○次席家庭裁判所調査官等実務研究会		実施機関が適宜決定	1	未定	実施機関が適宜決定	1	90	
35	○事務官専門研修		実施機関が適宜決定	2~3	未定	実施機関が適宜決定	2~3	300	
36	○新任中間管理者研修		実施機関が適宜決定	5	未定	実施機関が適宜決定	3~5	406	
37	○新任係長研修		実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	1~3	264	
38	○新任主任・調査員研修		実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	約3	85	
39	○ジャンプアップ研修		実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	86	
40	○ステップアップ研修		2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	3	未定	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	3	474	
41	○事務官法律研修	通信研修	実施機関が適宜決定	未定	実施機関が適宜決定		298		
		面接研修	実施機関が適宜決定		9~11	実施機関が適宜決定	9~11		
42	○新採用職員研修		実施機関が適宜決定	4	未定	実施機関が適宜決定	4	510	
43	○トータルキャリア研修		実施機関が適宜決定	1	未定	実施機関が適宜決定	1	598	
44	◇フォローアップセミナー		①2月及び3月までの間で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	3	未定	①2月及び3月までの間で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3	487	
45	◇フレッシュセミナー		勤務初日及び2日目	2	未定	勤務初日及び2日目	2	588	
46	合同実務研究		6.9~7.3	7月	未定	5.9~6.3	7月	2	
47	書記官実務研究		6.4~7.3	1年	2	5.4~6.3	1年	2	
48	家庭裁判所調査官実務研究 (指定研究)	6.4~7.3	1年	6	5.4~6.3	1年	6		
		同上 (個人及び共同研究)	6.7~7.3	8月	未定	5.7~6.3	8月	5	
49	家庭裁判所調査官関係機関特別研究(家事及び少年関係機関についての研究)	6.7~7.3	8月	未定	5.7~6.3	8月	19		
		同上 (心身の鑑別についての研究)	7.2~3	1月	3	6.2~3	1月	3	
		同上 (更生保護についての研究)	7.2~3	1月	3	6.2~3	1月	3	
59	●高裁ブロック研修		実施機関が適宜決定	実施機関が適宜決定					
60	●自庁研修		実施機関が適宜決定	実施機関が適宜決定					
61	◎研修計画協議会		[リ] 7.1.9(木)	1	約30	[リ] 6.1.11(木)	1	32	
62	書記官養成課程 第一部	第21期	6.4.1(月)~7.3.25(火)	1年	約231	5.4.1(土)~6.3.25(月)	1年	175	令和5年度欄は第20期生
63	書記官養成課程 第二部	第20期 (2年生)	5.4.1(土)~7.3.25(火)	2年	93	4.4.1(金)~6.3.25(月)	2年	87	令和5年度欄は第19期生
		第21期 (1年生)	6.4.1(月)~8.3月下旬頃	2年	約128	5.4.1(土)~7.3月下旬頃	2年	92	令和5年度欄は第20期生
64	家裁調査官養成課程第20期		5.4.1(土)~7.3.25(火)	2年	53	4.4.1(金)~6.3.25(月)	2年	50	令和5年度欄は第19期生
65	家裁調査官養成課程第21期		6.4.1(月)~8.3月下旬頃	2年	約54	5.4.1(土)~7.3月下旬頃	2年	53	令和5年度欄は第20期生

・(※)を付したものについては、カリキュラムについて司研と合同実施を検討中

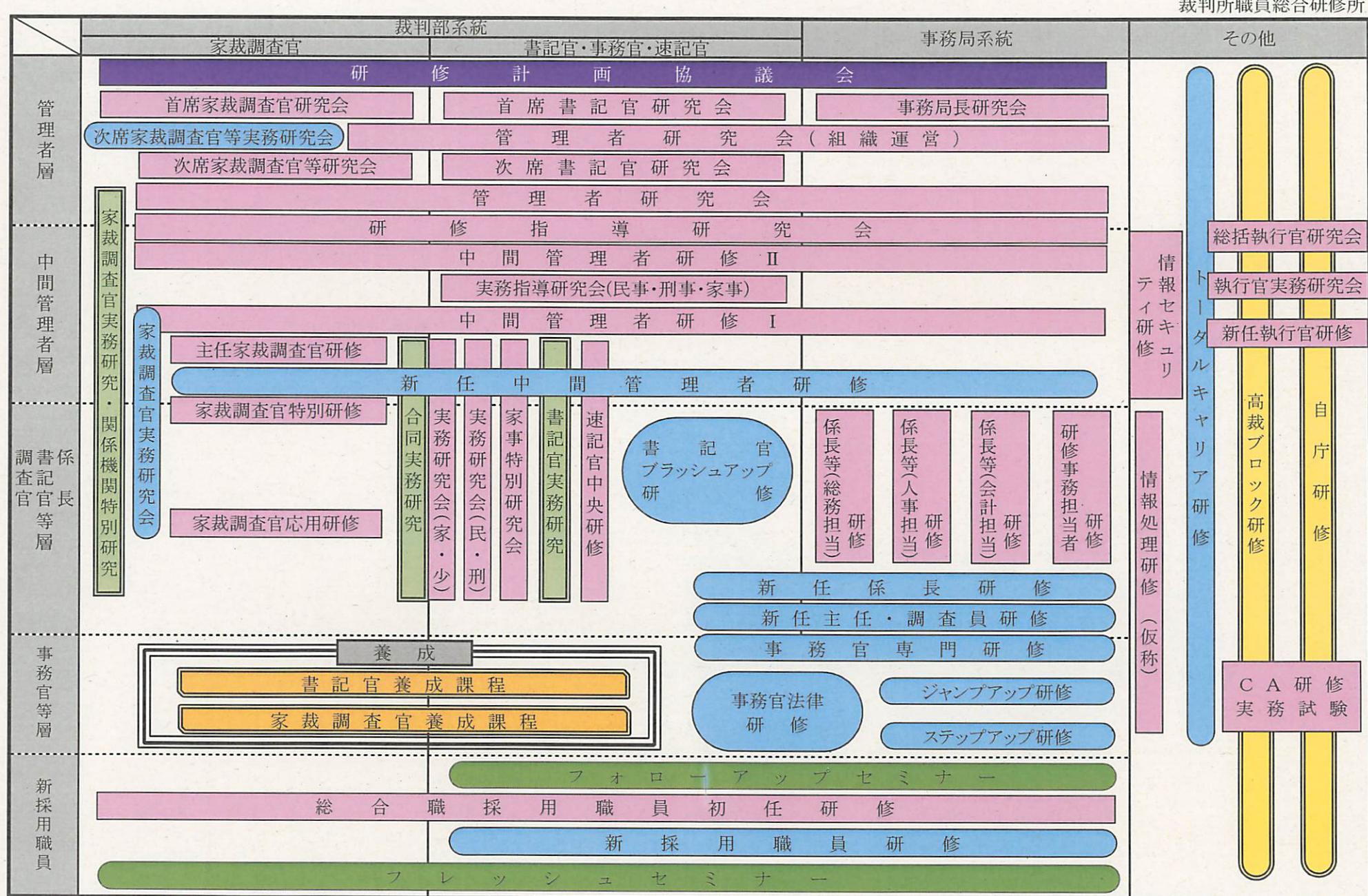
・(☆)を付したものについては、隔年実施

・中央研修については、[リ]→リモート、無印→参集

・令和5年度の人員のうち、[全]を付したものは、対象官職の職員全員が参加

・備考欄には、令和5年度について当初計画から変更等があった内容等を記載

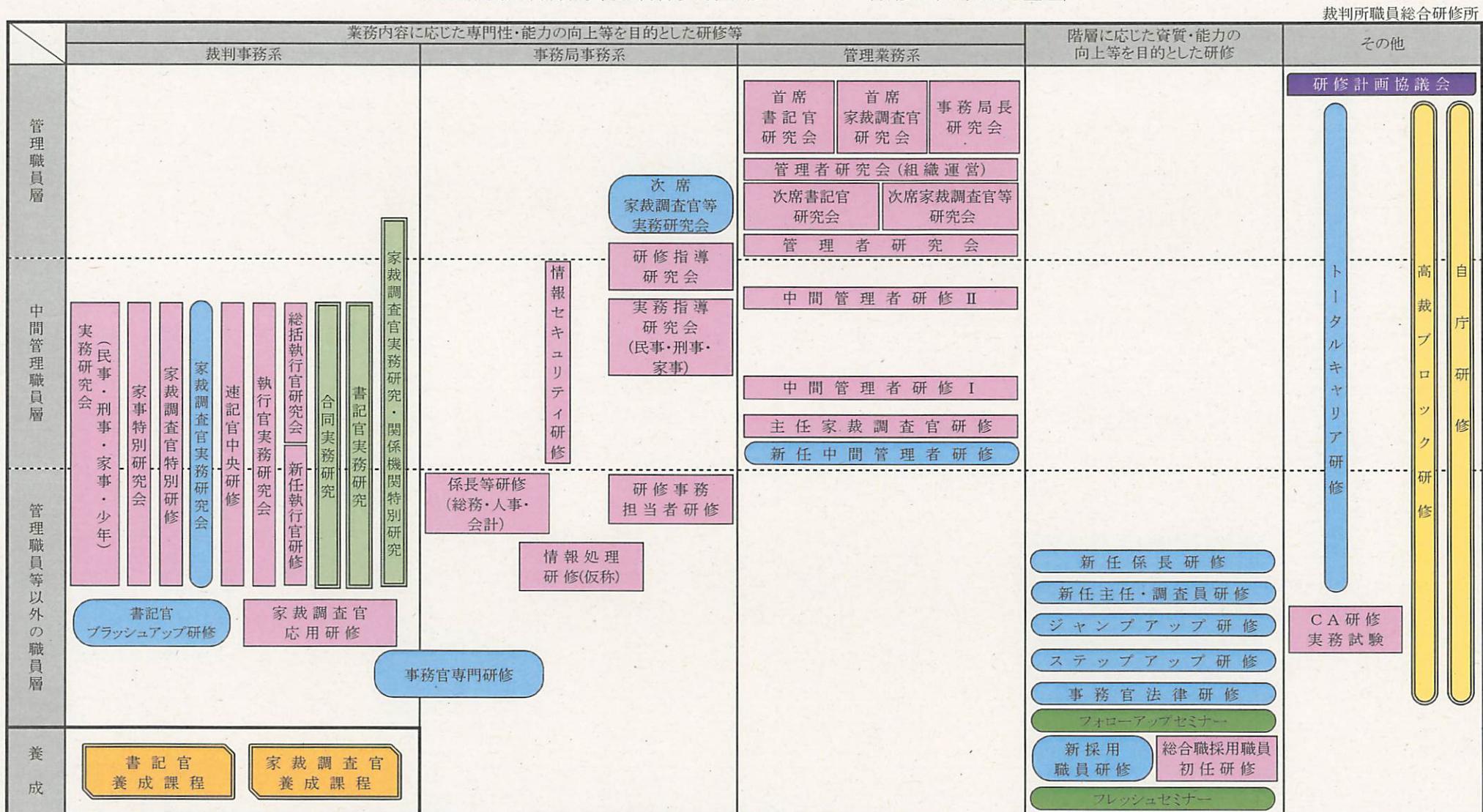
## 令和6年度裁判所職員(裁判官以外)研修のイメージ (対象者による整理)



(注) ■ は中央研修、□ は高裁委嘱研修、■ は各庁委嘱研修、■ は研究、■ は自序研修、■ は協議会、■ は養成課程を表す(養成の配置については、階層や系統と関連したものではない)。

※ このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

## 令和6年度裁判所職員(裁判官以外)研修のイメージ (研修の目的による整理)



(注) ■は中央研修、■は高裁委嘱研修、■は各庁委嘱研修、■は研究、■は自序研修、■は協議会、■は養成課程を表す。

※ このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。